

資 料

(所得稅關係)

目 次

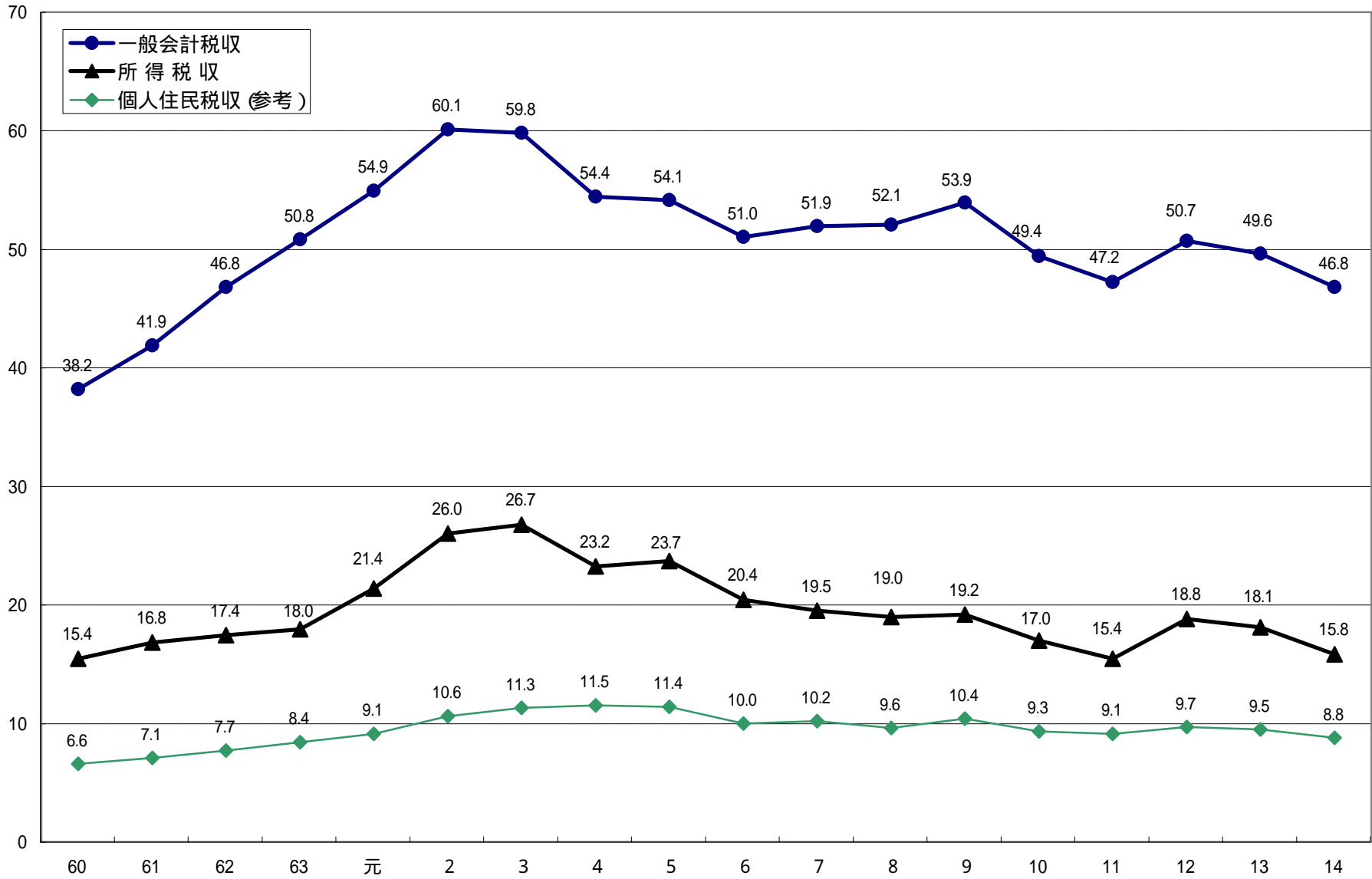
・ 一般会計税収、所得税収及び個人住民税収の推移	1
・ 所得税収、負担割合の推移	2
・ 所得税収の内訳の推移	3
・ 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較	4
・ 主要国の所得税収	5
・ 過去の個人所得課税の減税の概要	6
・ 個人所得課税の恒久的減税の概要	7
・ 所得税・個人住民税の過去の抜本改革等による負担軽減の推移	8
・ 所得税の税率構造の国際比較	9
・ 日・米の所得税率の推移	10
・ 所得税（国税）の限界税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	11
・ 限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	12
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	13
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	14
・ 日・米・英の収入（所得）階級別の納税者数及び所得税額のシェア	15
・ 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）	16
・ 課税ベース（イメージ図）	17
・ 給与所得の課税ベースの推移	18
・ 所得税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	19
・ 世帯構成に応じた所得税の課税最低限の状況	20
・ 控除と課税所得（給与収入700万円の場合）	21
・ 所得税の課税最低限の国際比較	22
・ 課税最低限の国際比較（所得税）	23

・ 基礎的な人的控除の概要（所得税）	24
・ 特別な人的控除の概要（所得税）	25
・ 基礎的な人的控除の適用人員の推移	26
・ 特別な人的控除の適用人員の推移	27
・ 世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（所得税）	28
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）	29
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（所得税）	30
・ 各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額	31
・ 平成13年度国民生活白書（抄）	32
・ 扶養控除の概要（所得税）	34
・ 扶養控除の主な沿革（所得税）	35
・ 老年者控除	36
・ 主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要	37
・ 主要国における老年者に関連する控除の概要	38
・ 課税単位の類型	39
・ 給与所得控除の沿革	40
・ 給与収入に応じた給与所得控除額	41
・ 給与総額に対する給与所得控除総額の割合	42
・ 勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別	
1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成12年）	43
・ 給与所得者の特定支出控除	44
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要	45
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	46
・ 所得税の確定申告書提出状況の推移	47
・ 所得税の還付申告者の主たる発生原因別構成比（平成12年分）	48

• その他の所得控除制度の概要（所得税）	49
• 社会保険料控除の概要等	50
• 社会保険料控除の適用状況	51
• 退職所得の課税方式	52
• 退職所得の課税状況の推移	53

一般会計税収、所得税収及び個人住民税収の推移

(兆円)

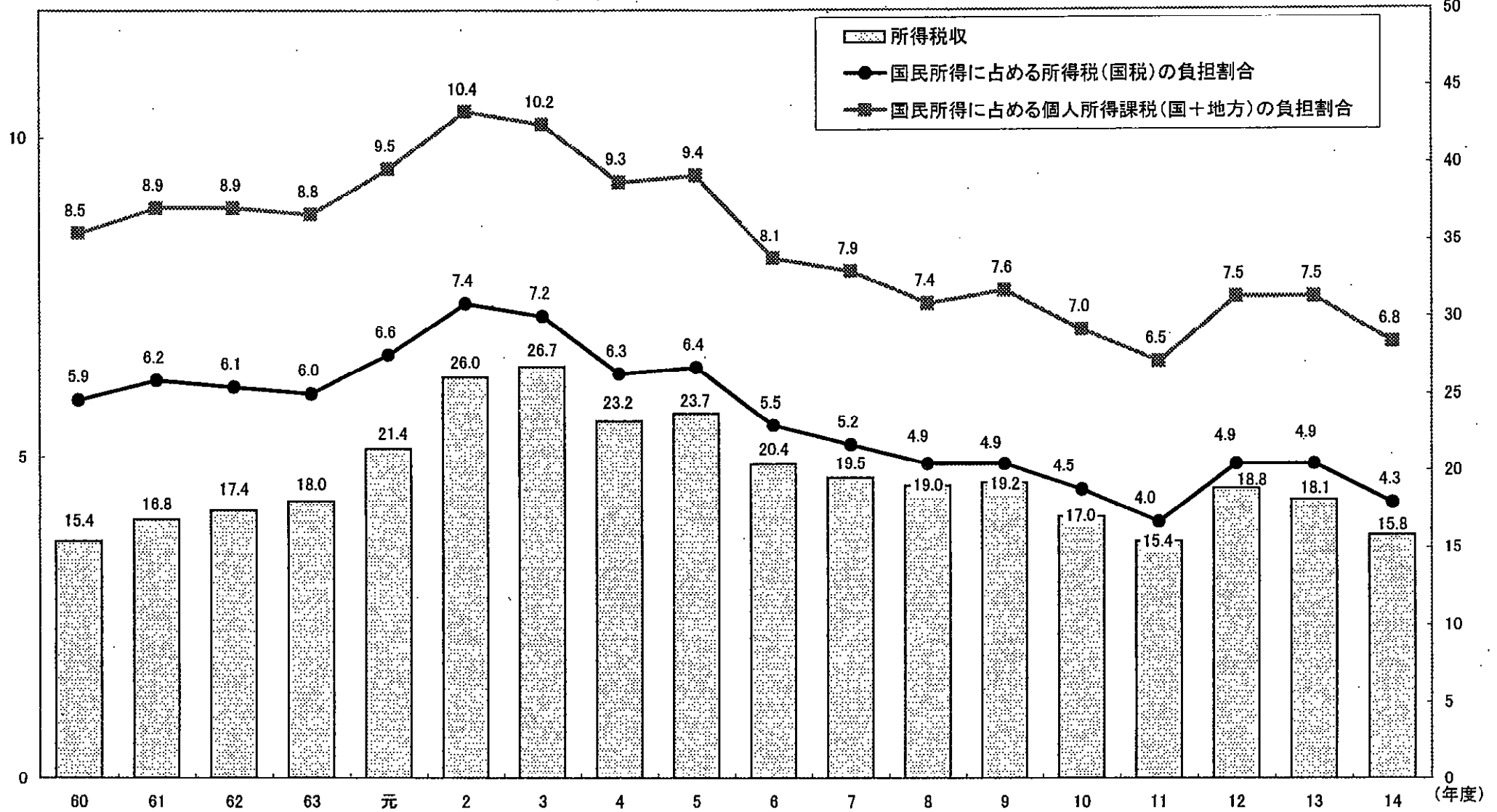


(注1) 国税及び所得税収については、12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。

(注2) 地方税収については、12年度までは決算額、13年度は実績見込額、14年度は地方財政計画額による。

所得税収、負担割合の推移

(%)



- ・税率構造の累進緩和
- ・人的控除の引上げ
- ・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

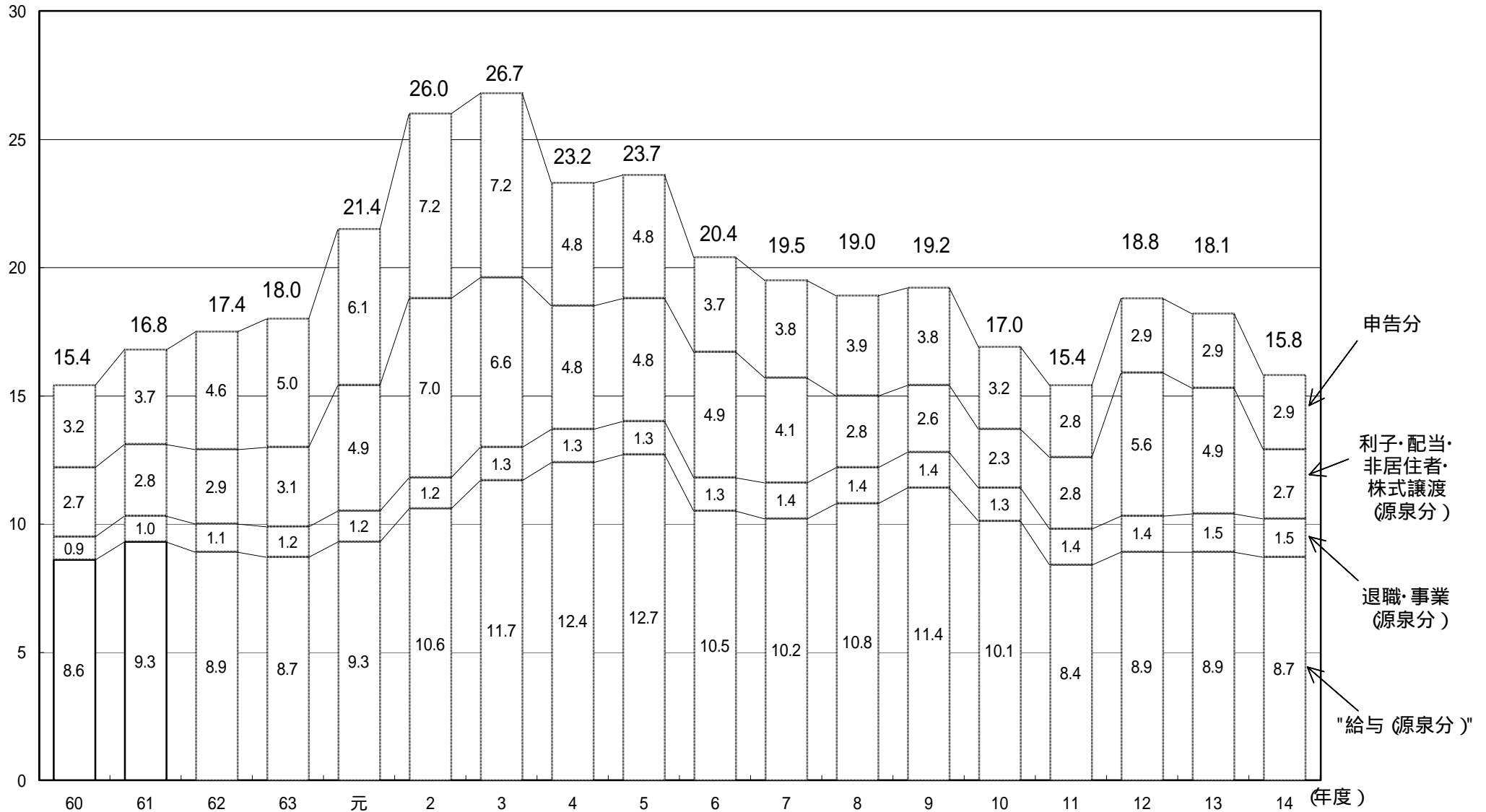
- ・税率構造の累進緩和
- ・人的控除の引上げ
- ・給与所得控除の引上げ等
- ・特別減税(6年、7年、8年)

- ・定額減税
- ・最高税率の引下げ
- ・定率減税
- ・扶養親族等
- ・扶養控除額の加算
- 1.9万円)

(注) 1. 12年度までは国税・地方税ともに決算額、13年度は国税は補正後予算額、地方税は実績見込額であり、14年度は国税は予算額、地方税は見込額による。
 2. 所得課税は、OECD歳入統計の区分による。
 3. 国民所得は、平成2年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、平成元年度以前は「国民経済計算(68SNA)」による。ただし、平成13年度及び14年度は「平成14年度政府経済見通し」による実績見込額及び見通し額である。

所得税収の内訳の推移

(兆円)



(注) 1. 12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。

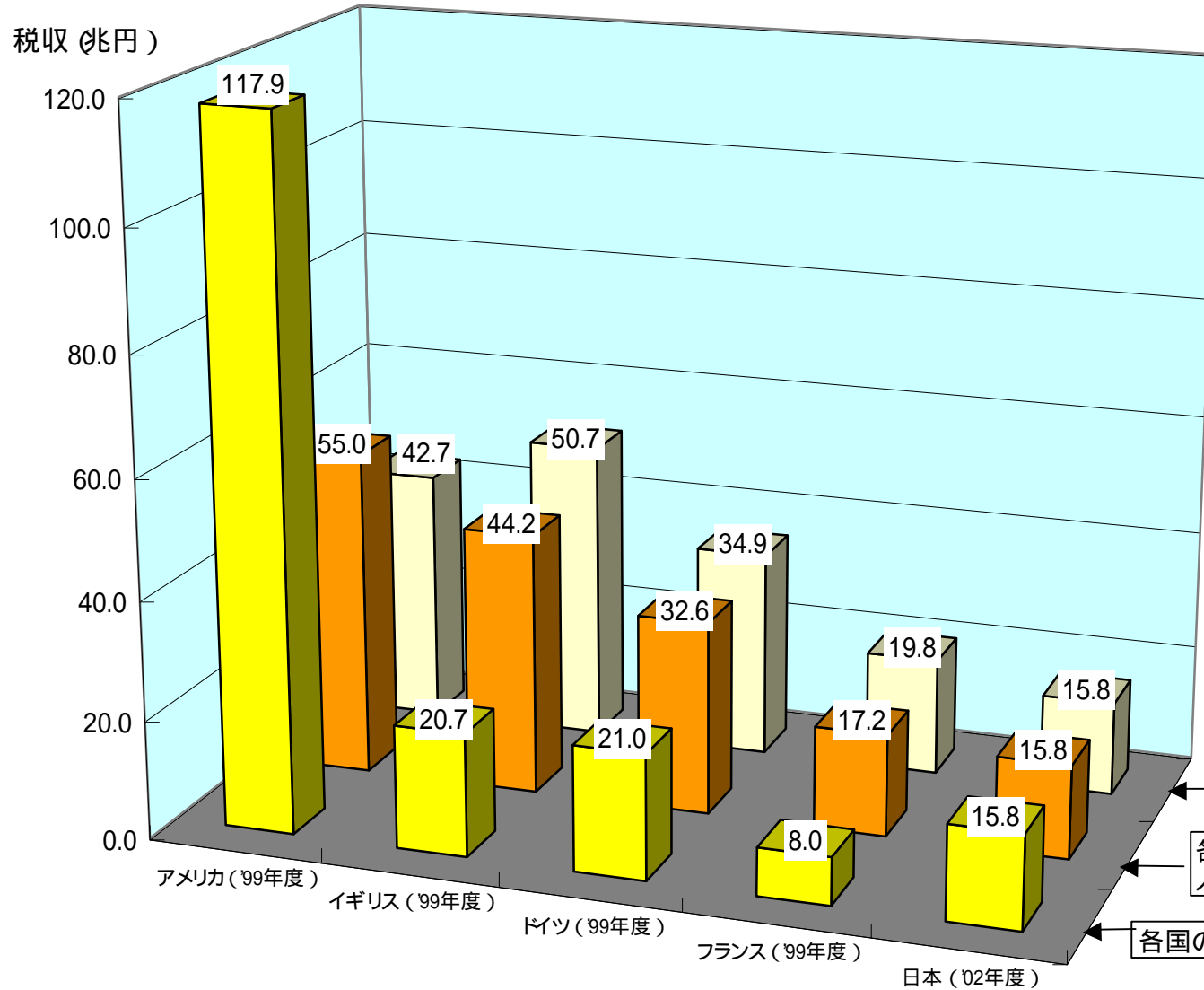
2. "給与(源泉分)"は、源泉所得税収から給与所得以外の所得に対する課税額を差し引いた金額を示したものである。

租税負担率・国民負担率(対国民所得比)の国際比較

	カナダ	イタリア	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							(平成元年度)	(平成14年度)
租税負担率	46.4%	42.8%	40.6%	40.0%	31.0%	26.5%	27.6%	22.9%
うち国税	22.2%	37.2%	34.2%	38.0%	27.0%	15.7%	17.7%	13.4%
うち 個人所得課税	20.9%	15.7%	11.2%	13.9%	12.8%	14.2%	9.5%	6.8%
うち国税	13.1%	15.4%	11.2%	13.9%	10.2%	11.7%	6.6%	4.3%
国民負担率	54.5%	60.5%	66.1%	50.0%	56.7%	35.9%	38.4%	38.3%

(注) 日本の平成14年度は見通し。諸外国は1999年(ただし、カナダの国民負担率は1998年、アメリカの国民負担率は1997年)。
(備考) 日本の国民所得は、平成元年度は「国民経済計算(68 SNA)」,平成14年度は「平成14年度政府経済見通し」による。諸外国は「Revenue Statistics 1965-2000(OECD)」及び「National Accounts (OECD)」による。

主要国の所得税収



	人口	国民所得
日本	02年) 12,728万人	02年) (365.4兆円)
アメリカ	99年) 27,269万人	99年)(1008.3兆円) 75,249億ドル
イギリス	99年) 5,950万人	99年)(149.0兆円) 6,712億ポンド
ドイツ	99年) 8,209万人	99年)(220.2兆円) 28,600億マルク
フランス	99年) 5,889万人	99年)(147.0兆円) 63,902億フラン

(注1) 邦貨換算レートは、
1ドル = 134円、1ポンド = 222円
1マルク = 77円、1フラン = 23円
(注2) 日本は14年度予算ベース。
日本以外は各国資料による。

各国が仮に日本と同じ規模の国民所得であった場合の所得税収

各国が仮に日本と同じ規模の人口であった場合の所得税収

各国の所得税収 (実額)

過去の個人所得課税の減税の概要

改正等の時期等		減税の内容	減税規模
昭和62・63年	抜本改正	配偶者特別控除の創設 税率改正等	5.5兆円〔国 3.9兆円〕 〔地方 1.6兆円〕
平成6年	特別減税	20%の定率減税 〔所得税 最高 200万円〕 〔個人住民税 最高 20万円〕	5.5兆円〔国 3.8兆円〕 〔地方 1.7兆円〕
平成6年	抜本改正	税率改正 基礎控除の引上げ等	3.5兆円〔国 2.4兆円〕 〔地方 1.0兆円〕
平成7年	特別減税	15%の定率減税 〔所得税 最高 5万円〕 〔個人住民税 最高 2万円〕	2.0兆円〔国 1.4兆円〕 〔地方 0.6兆円〕
平成8年	特別減税	15%の定率減税 〔所得税 最高 5万円〕 〔個人住民税 最高 2万円〕	2.0兆円〔国 1.4兆円〕 〔地方 0.6兆円〕
平成10年	特別減税	定額減税 〔所得税 本人 3.8万円・扶養 1.9万円〕 〔個人住民税 本人 1.7万円・扶養 0.85万円〕	4.0兆円〔国 2.8兆円〕 〔地方 1.2兆円〕
平成11年	恒久的減税	税率改正	4.1兆円〔国 3.0兆円〕 〔地方 1.1兆円〕
		〔所得税 20%の定率減税(最高25万円)〕 〔個人住民税 15%の定率減税(最高4万円)〕	

個人所得課税の恒久的減税の概要

1 減税規模（平年度） 4.1兆円
（国税 3.0兆円、地方税 1.1兆円）

2 減税の内容

(1) 最高税率の引下げ

① 所得税	
（改正前）	（改正後）
課税所得	課税所得
3,000万円超の金額 50%	1,800万円超の金額 37%

② 個人住民税	
（改正前）	（改正後）
課税所得	課税所得
700万円超の金額 15%	700万円超の金額 13%

（注）個人住民税の最高税率の引下げについては、市町村民税の最高税率引下げ（12% 10%）で対応。

(2) 定率減税

① 所得税

- その年分の所得税額から当該所得税額の20%相当額（25万円を限度）を控除。

② 個人住民税

- その年度分の個人住民税所得割額から当該個人住民税所得割額の15%相当額（4万円を限度）を控除。

(3) 扶養控除額の加算

- ① 所得税
- 特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除の額（改正前58万円）に5万円を加算。
- ② 個人住民税（平成12年度分から適用）
- 特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除の額（改正前43万円）に2万円を加算。

（備考）
平成11年分から適用

（注）
平成11年分の所得税については、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額につき10万円の加算措置が講じられていた（平成12年度税制改正で加算措置は廃止）。

所得税・個人住民税の過去の抜本改革等による負担軽減の推移
(夫婦子2人の給与所得者)

給与収入 万円	抜本改革等前の税額 (62年9月改正前) (1) 万円	抜本改革等後の税額 (恒久的減税前) (2) 万円		恒久的減税後の税額(現行)			
		(2) 万円	(2)-(1) 万円	(3) 万円	(3)-(2) 万円	(3)-(1) 万円	軽減率

(所得税のみ)

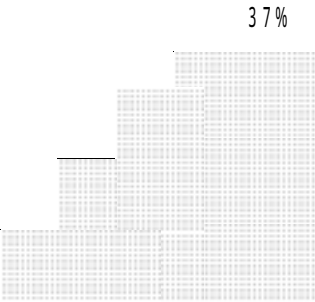
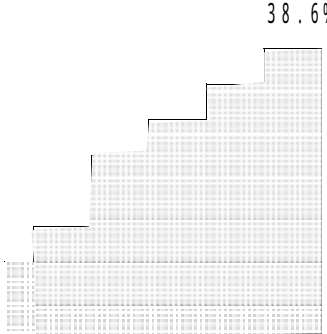
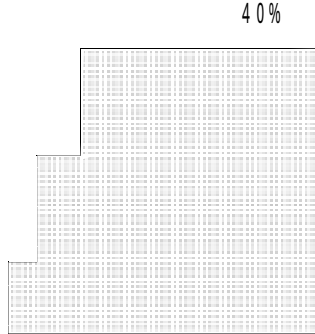
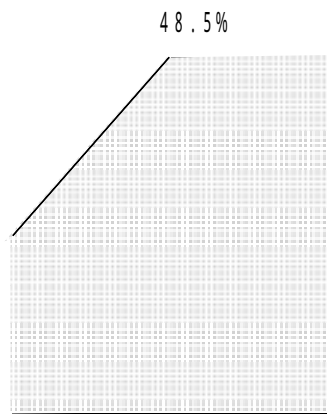
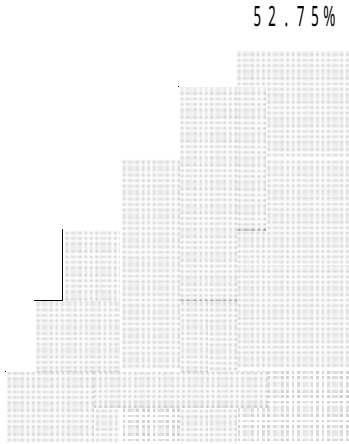
300	4.3	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3	100.0%
500	22.5	10.1	12.4	6.5	3.6	16.1	71.3%
700	52.2	26.1	26.1	18.0	8.1	34.2	65.5%
1000	116.9	72.0	44.9	49.0	23.0	67.9	58.1%
2000	489.6	330.9	158.7	283.7	47.2	205.9	42.1%
3000	990.3	682.2	308.1	609.9	72.3	380.3	38.4%
5000	2106.0	1578.5	527.5	1312.9	265.6	793.0	37.7%

(所得税・個人住民税)

300	7.8	0.0	7.8	0.0	0.0	7.8	100.0%
500	39.4	16.9	22.5	11.5	5.4	27.9	70.7%
700	89.0	45.7	43.3	31.9	13.8	57.2	64.2%
1000	188.7	118.0	70.7	85.9	32.1	102.9	54.5%
2000	700.8	517.4	183.5	440.1	77.3	260.8	37.2%
3000	1350.4	1011.2	339.3	889.8	121.4	460.6	34.1%
5000	2785.5	2192.5	593.1	1839.8	352.7	945.7	34.0%

(注) 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケースで、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとしている。

所得税の税率構造の国際比較

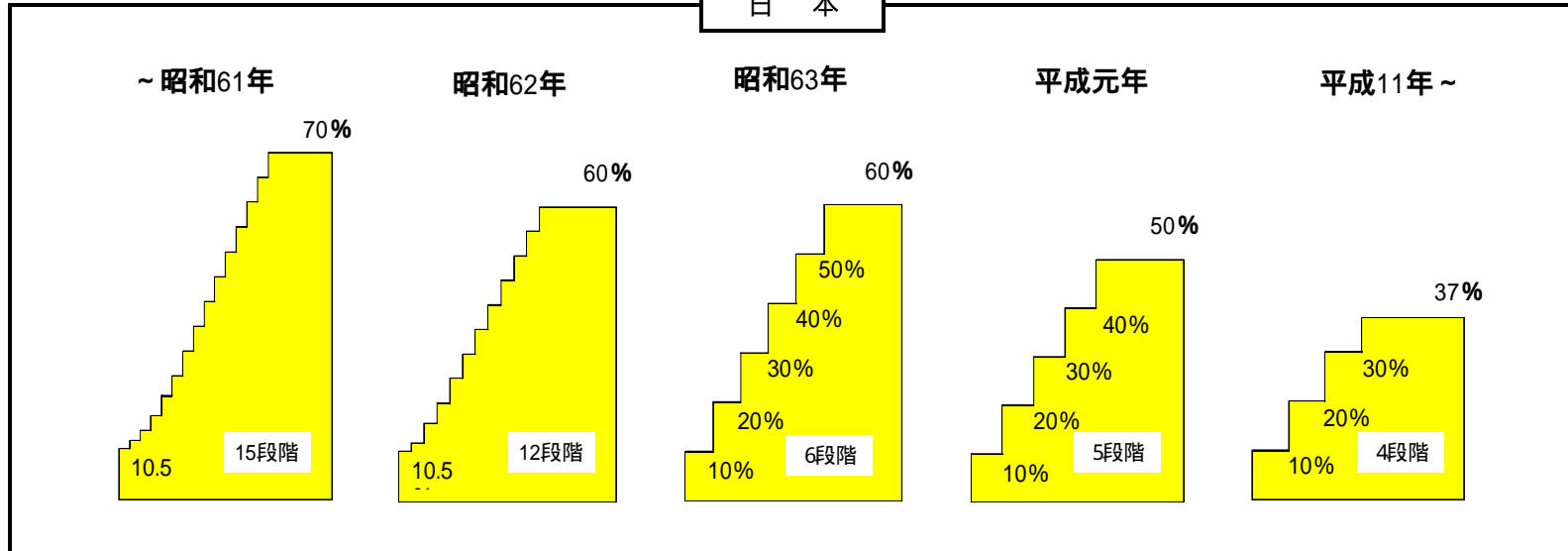
	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	<p>4 段階</p>  <p>37%</p> <p>(注) 上記に加えて、個人住民税(税率5~13% 3段階)が課されている。 '99年から定率減税(所得税:20%、25万円限度、個人住民税:15%、4万円限度)が実施されている。</p>	<p>6 段階</p>  <p>38.6%</p> <p>(注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税が課されている。</p> <p>〔例: ニューヨーク市の場合〕 州税率 4~6.85% 5段階 市税率 2.907~3.648% 4段階</p>	<p>3 段階</p>  <p>40%</p> <p>(注) 地方税はない。</p>	<p>方程式</p>  <p>48.5%</p> <p>(注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税(税額の5.5%、95年導入、連邦税)が課されている。</p>	<p>6 段階</p>  <p>52.75%</p> <p>(注) 地方税はない。</p>

(注) 1. 諸外国は2002年1月現在。

2. 換算レートは、アメリカ 1ドル=122円、イギリス 1ポンド=174円、ドイツ及びフランス 1ユーロ=108円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)。

日・米の所得税率の推移

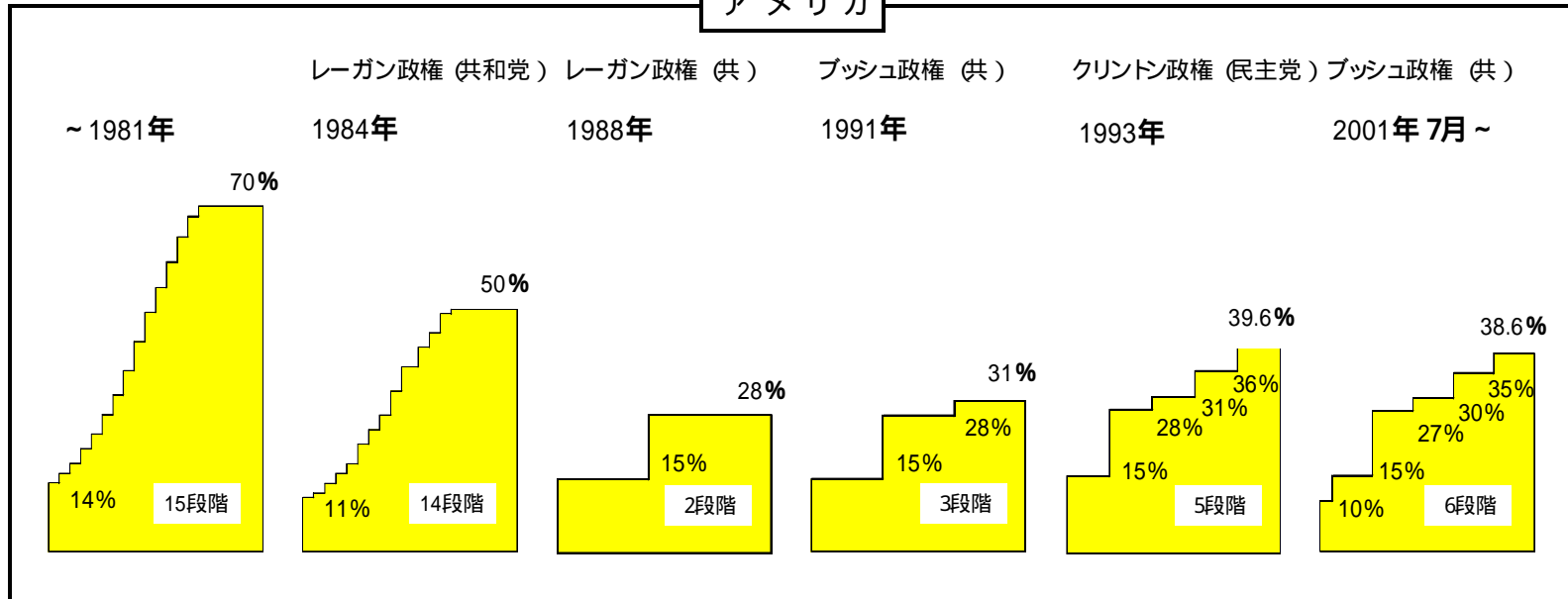
日本



(注1) 上記に加えて、個人住民税 (現行: 税率 5～13%、3段階) が課されている。

(注2) '99年から定率減税 (所得税 20%、25万円限度、個人住民税 15%、4万円限度) が実施されている。

アメリカ



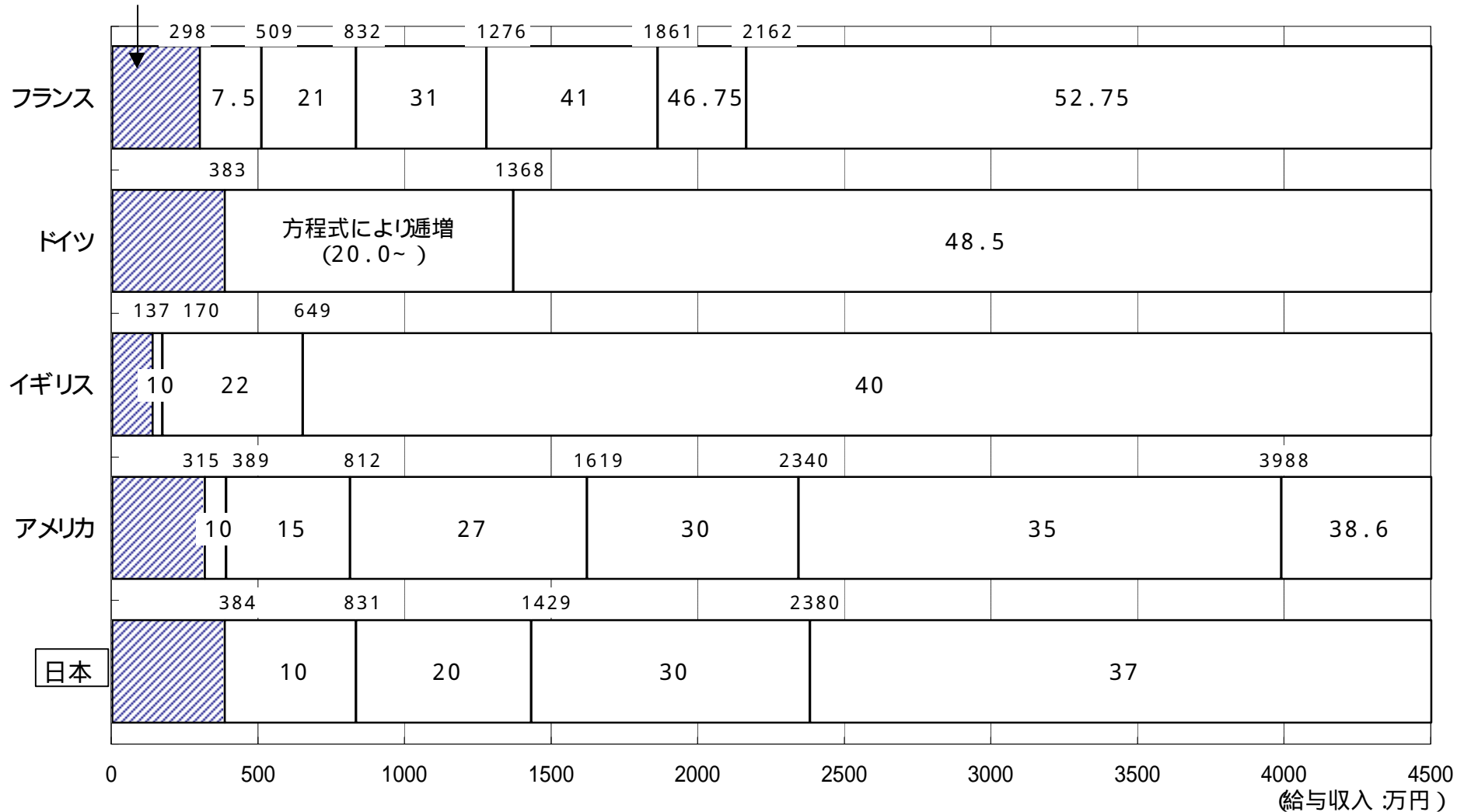
(注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税が課されている。

・ニューヨーク市の場合 (2002年)
 州税率 4～6.85% 5段階
 市税率 2.907～3.648% 4段階

所得税 (国税) の限界税率の国際比較 (夫婦子 2人の給与所得者)
 (適用所得区分を給与収入ベースに単純に換算したもの (但し、定率減税や扶養子女税額控除の影響は除く))

未定稿

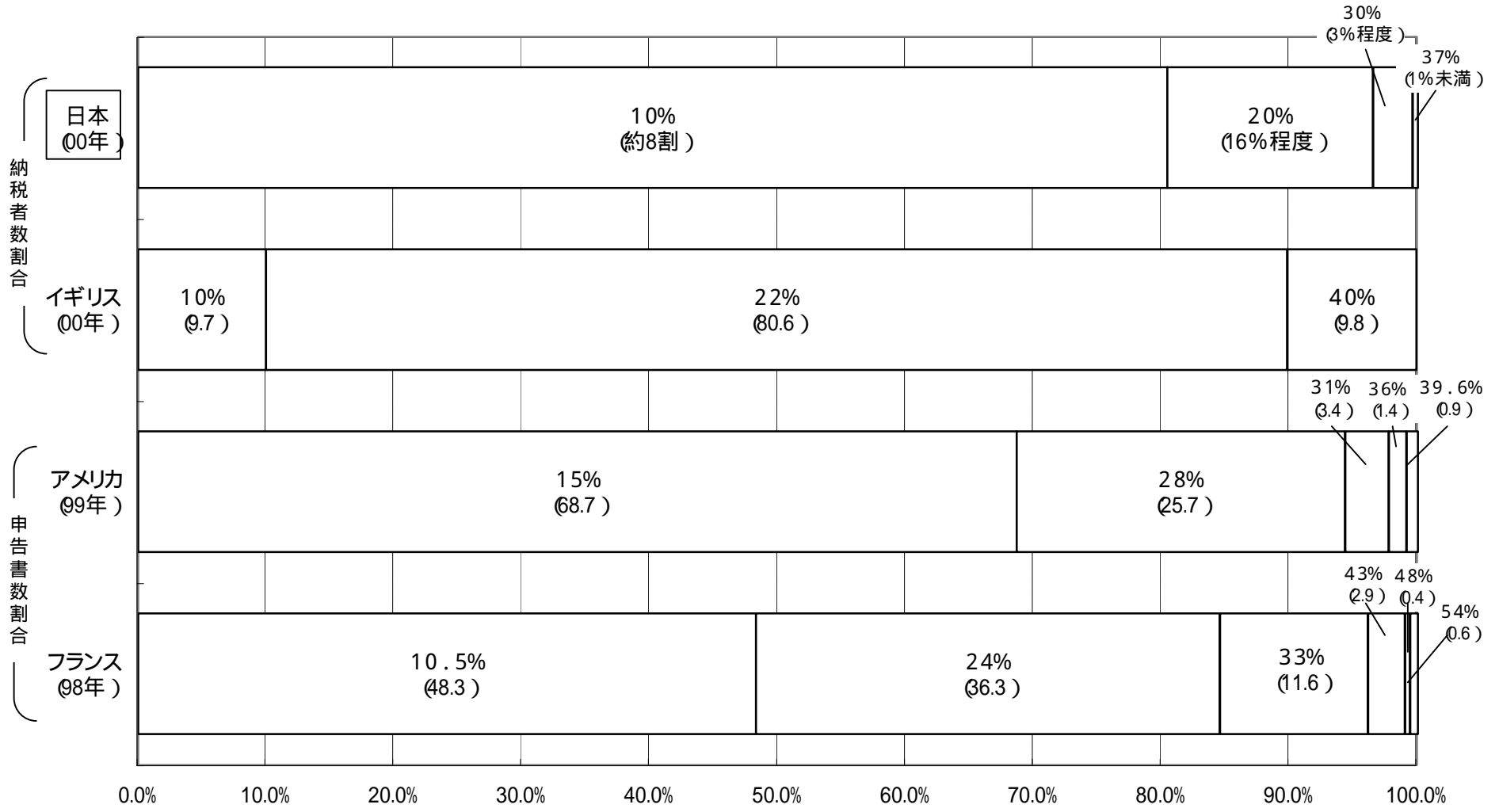
課税所得なし又は適用税率ゼロの部分



(注) 諸外国は2002年1月現在の税法に基づく
 換算レート: 1ドル = 122円、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円 (基準為替相場及び裁定外国為替相場: 平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)

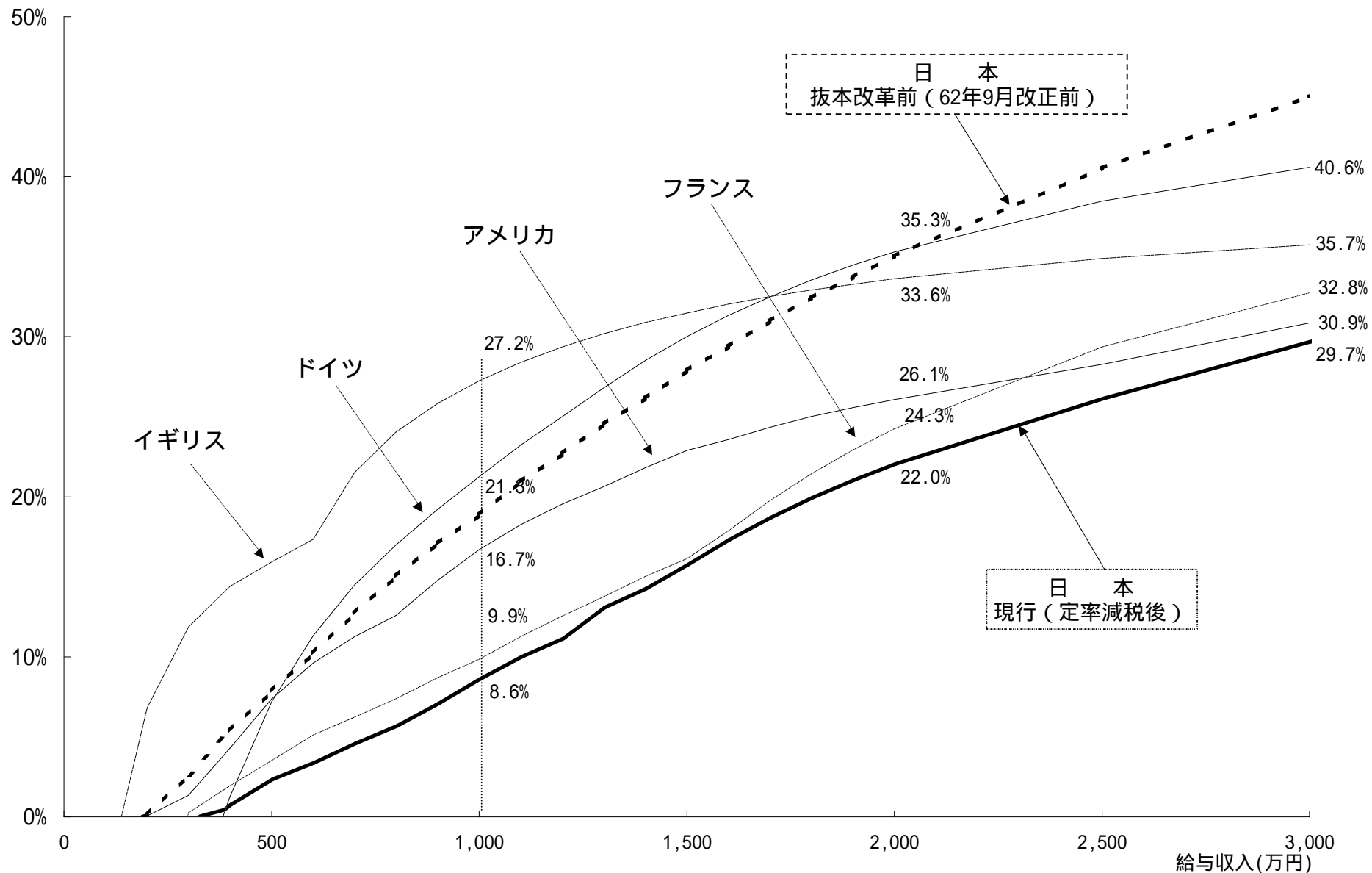
限界税率ブラケット別納税者 (又は申告書) 数割合の国際比較

未定稿



(注) 1. グラフの各欄の上段は限界税率、下段はそのブラケットに属する納税者 (又は申告書) の全体に占める構成割合である。
 2. 日本のデータは「民間給与の実態 (12年)」より 1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して課税所得を推計した。
 3. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 5. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



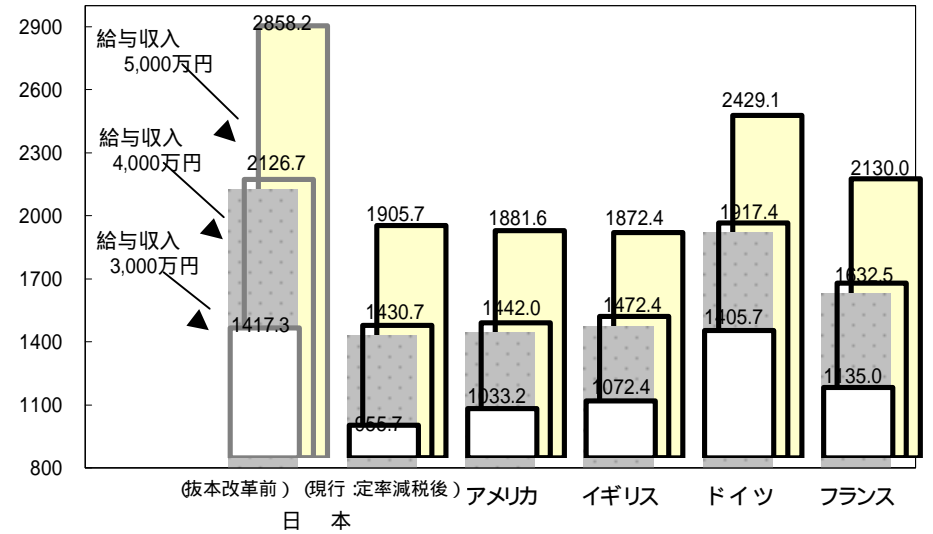
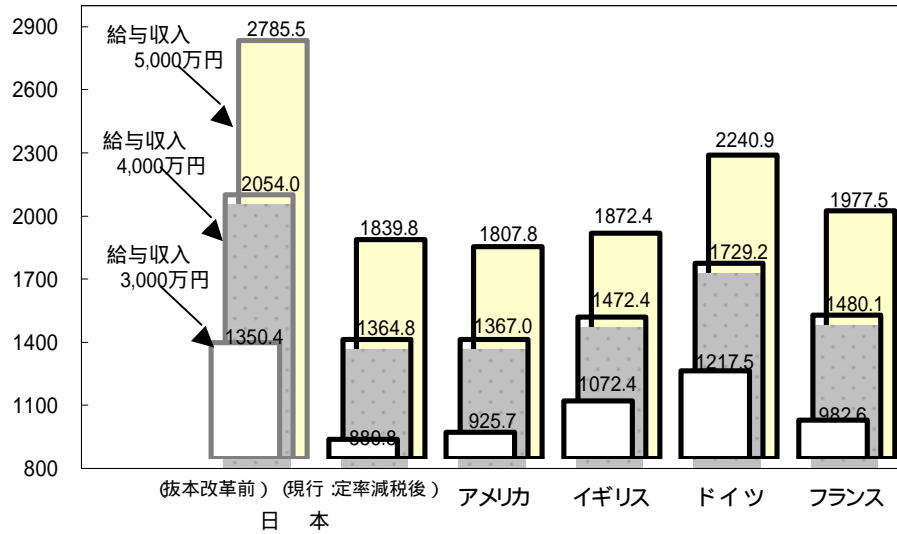
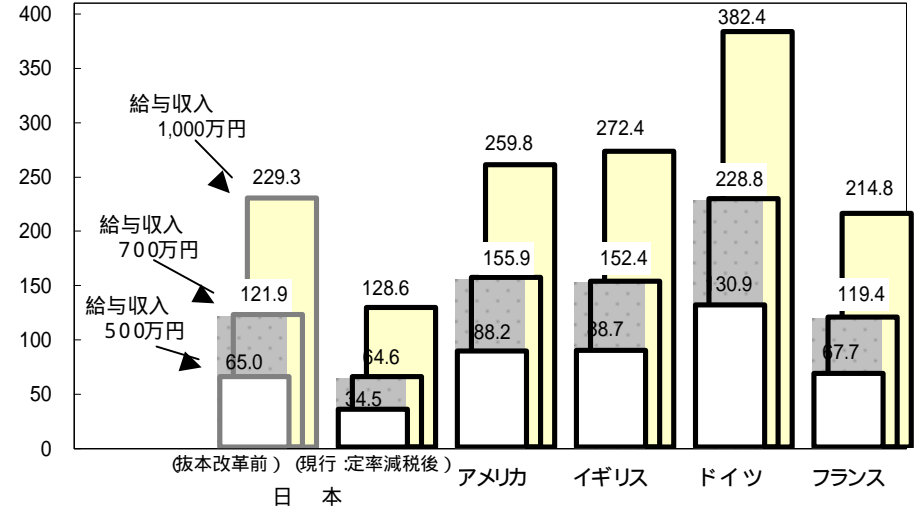
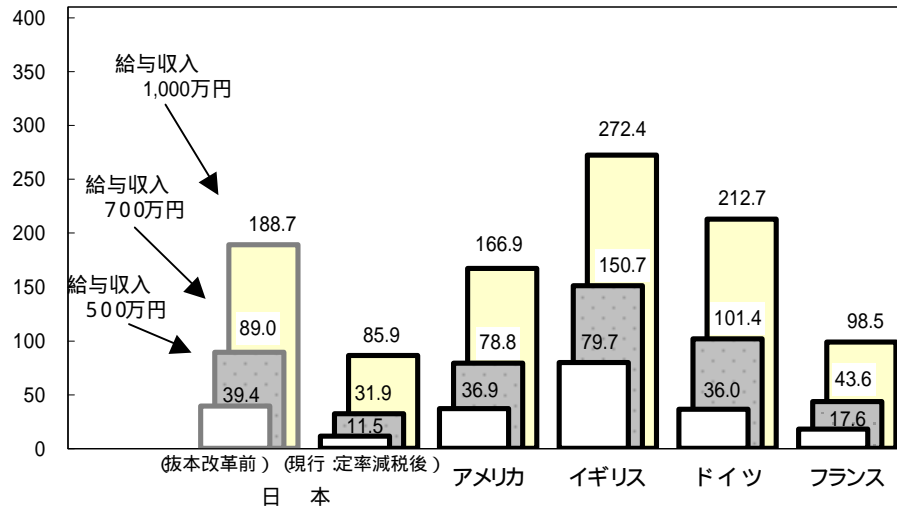
- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値）
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

夫婦子2人

独身



(注) 1. 夫婦子2人については、日本は子のうち1人が特定扶養親族とし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. 諸外国は2002年1月現在。
 4. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)

日・米・英の収入(所得)階級別の納税者数及び所得税額のシェア

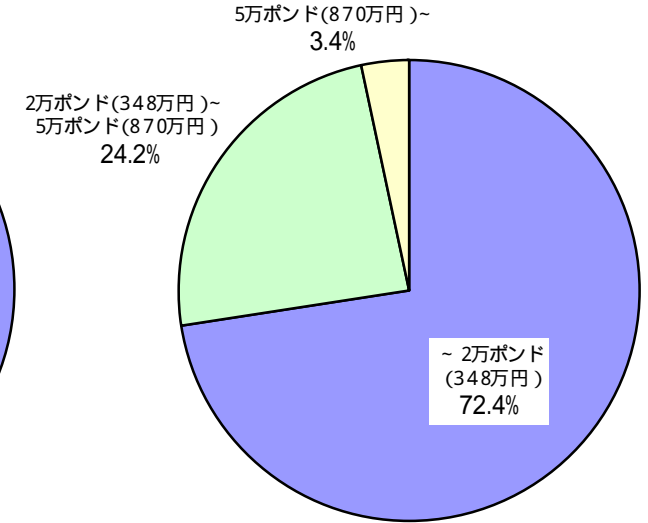
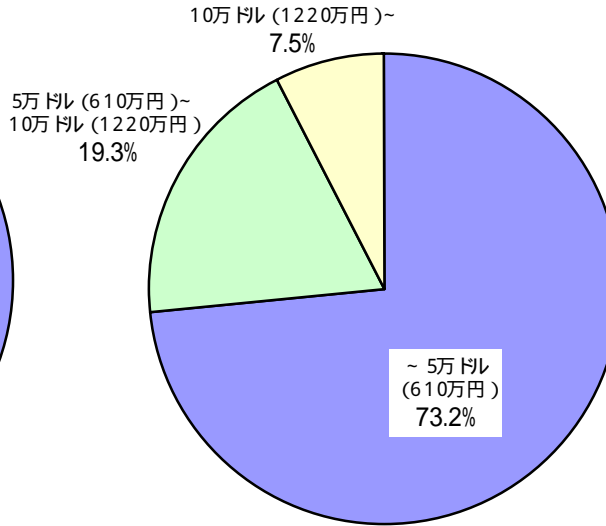
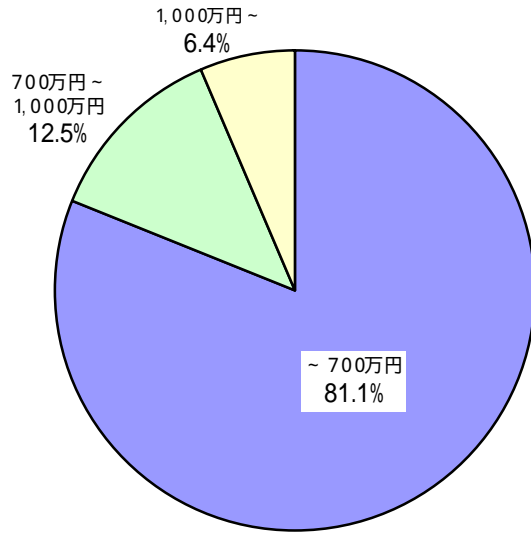
未定稿

日本

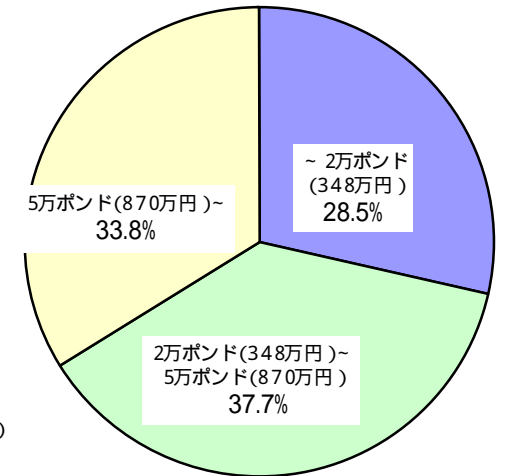
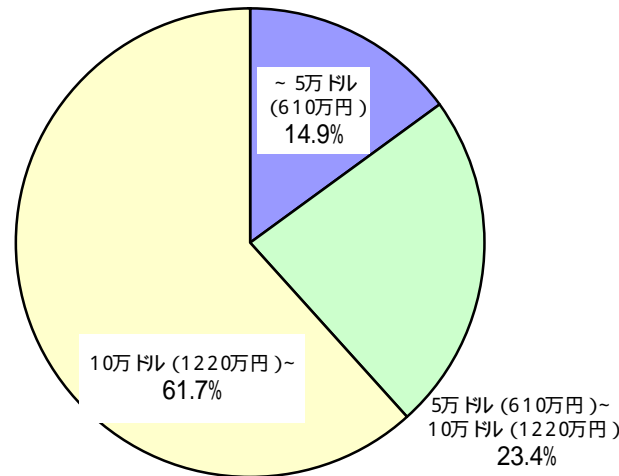
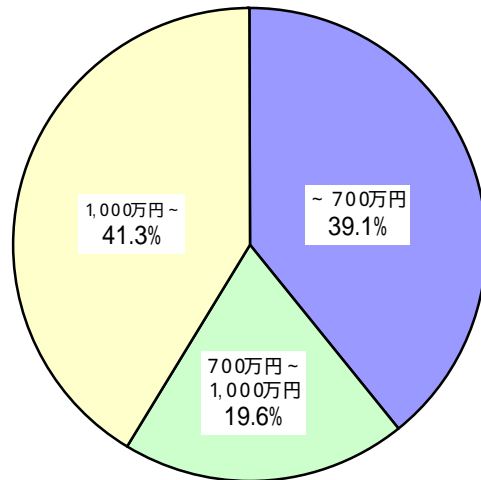
アメリカ

イギリス

納税者数

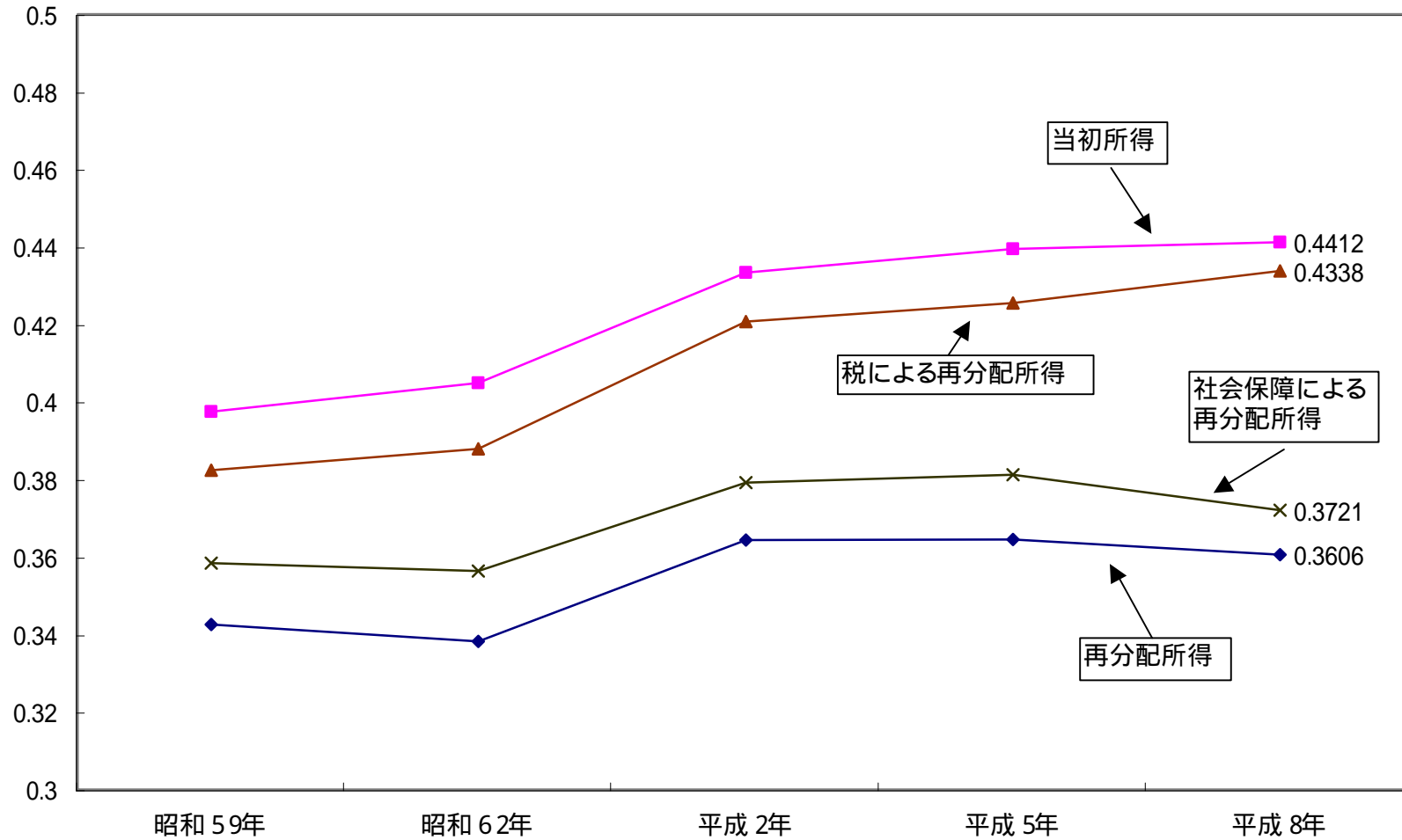


所得税額



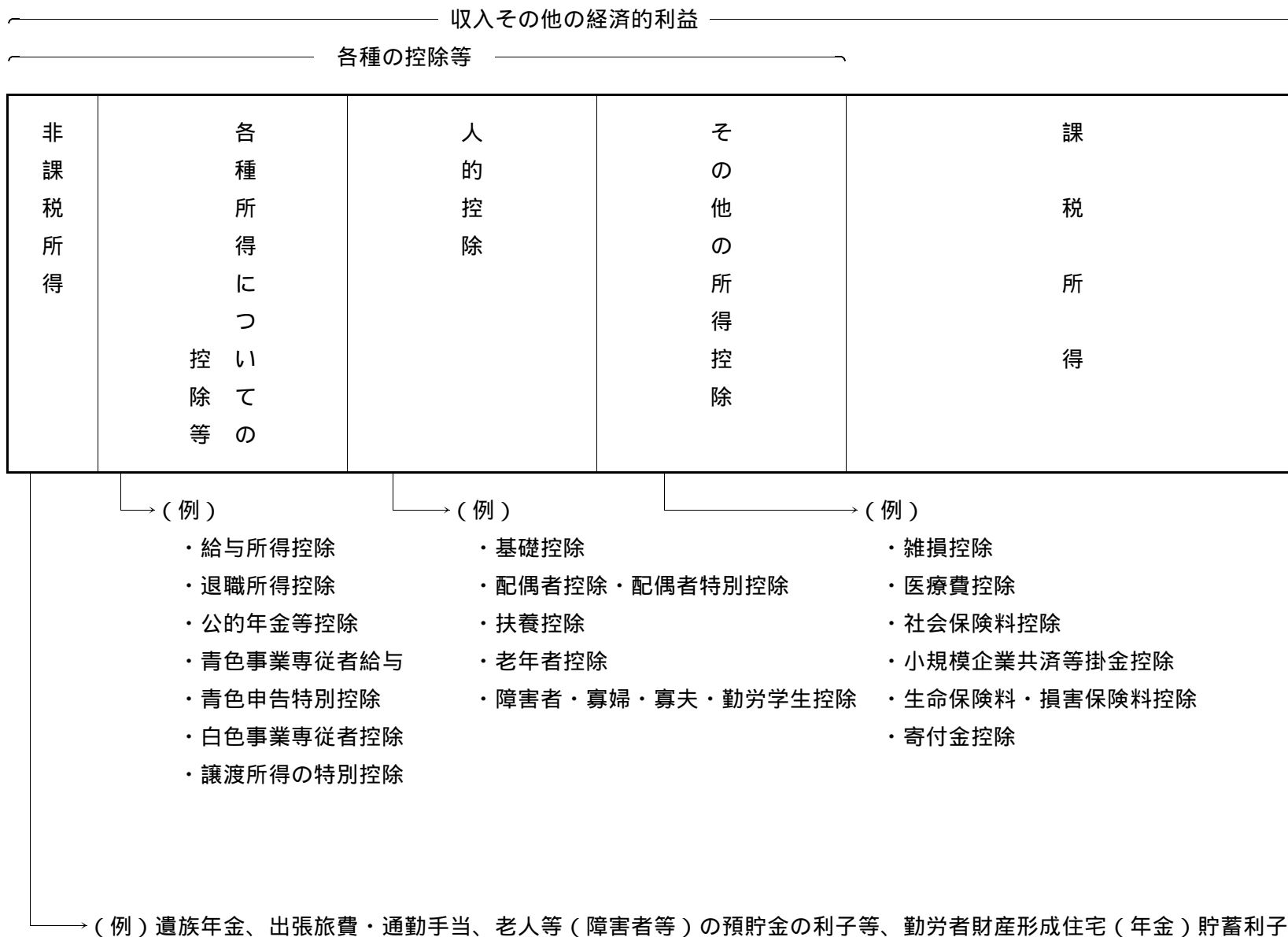
(注) 1. 日本については、平成12年分の1年を通じて勤務した給与所得者(年末調整を行わなかった者を含む。)の数値である。
 2. アメリカについては、1999年度の調整所得階級別の申告件数である(申告者数とは一致しない)。
 3. イギリスについては、1998年度の課税総所得階級別の数値である。
 4. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円(基準外国為替相場及び基準外国裁定相場：平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)。
 (出典) 日本は「民間給与の実態(国税庁)」、アメリカは「IRS 501 Bulletin」、イギリスは「Inland Revenue Statistics」。

所得再分配による所得格差是正効果 (ジニ係数)

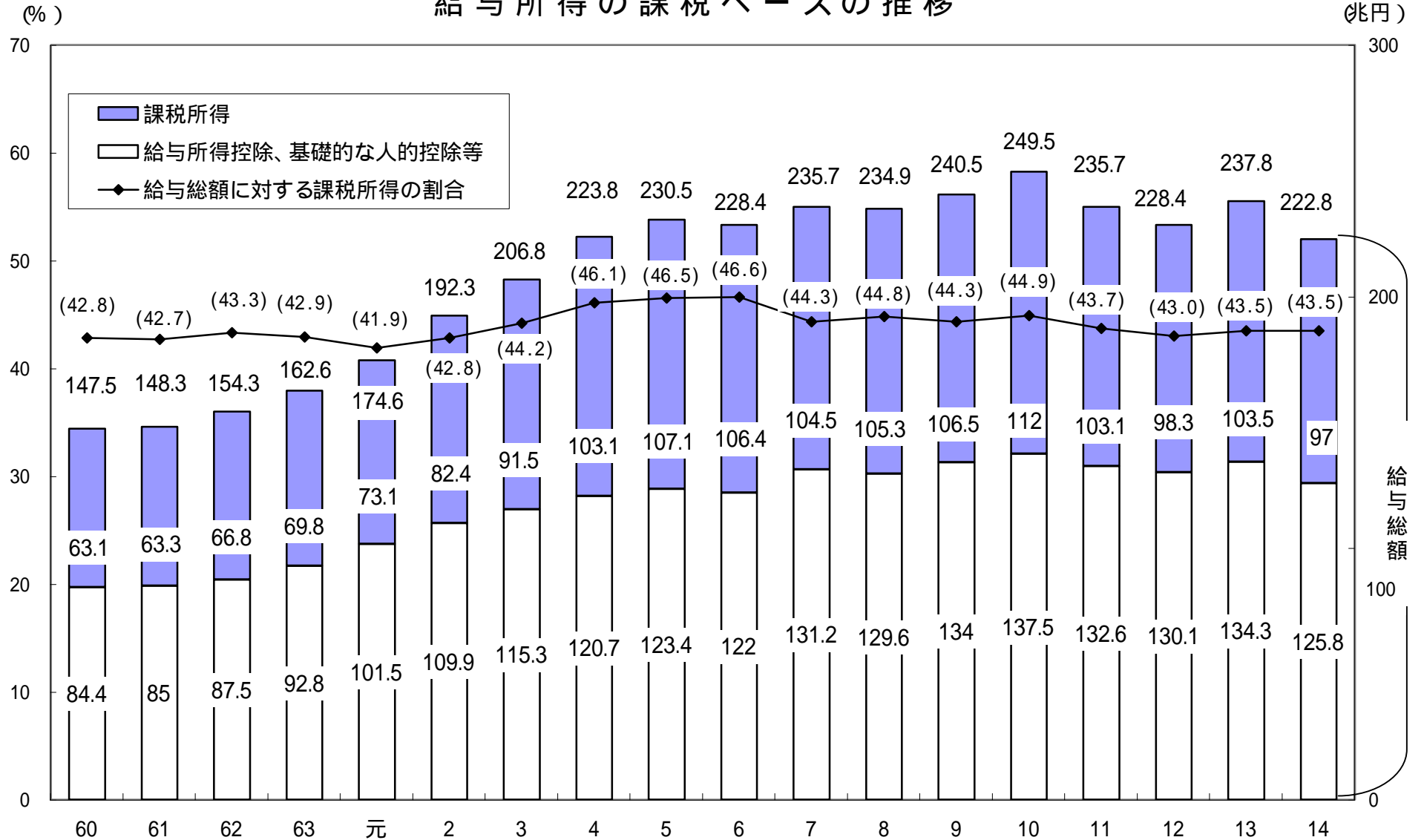


(備考)厚生省「所得再分配調査結果」より作成。

課税ベース（イメージ図）

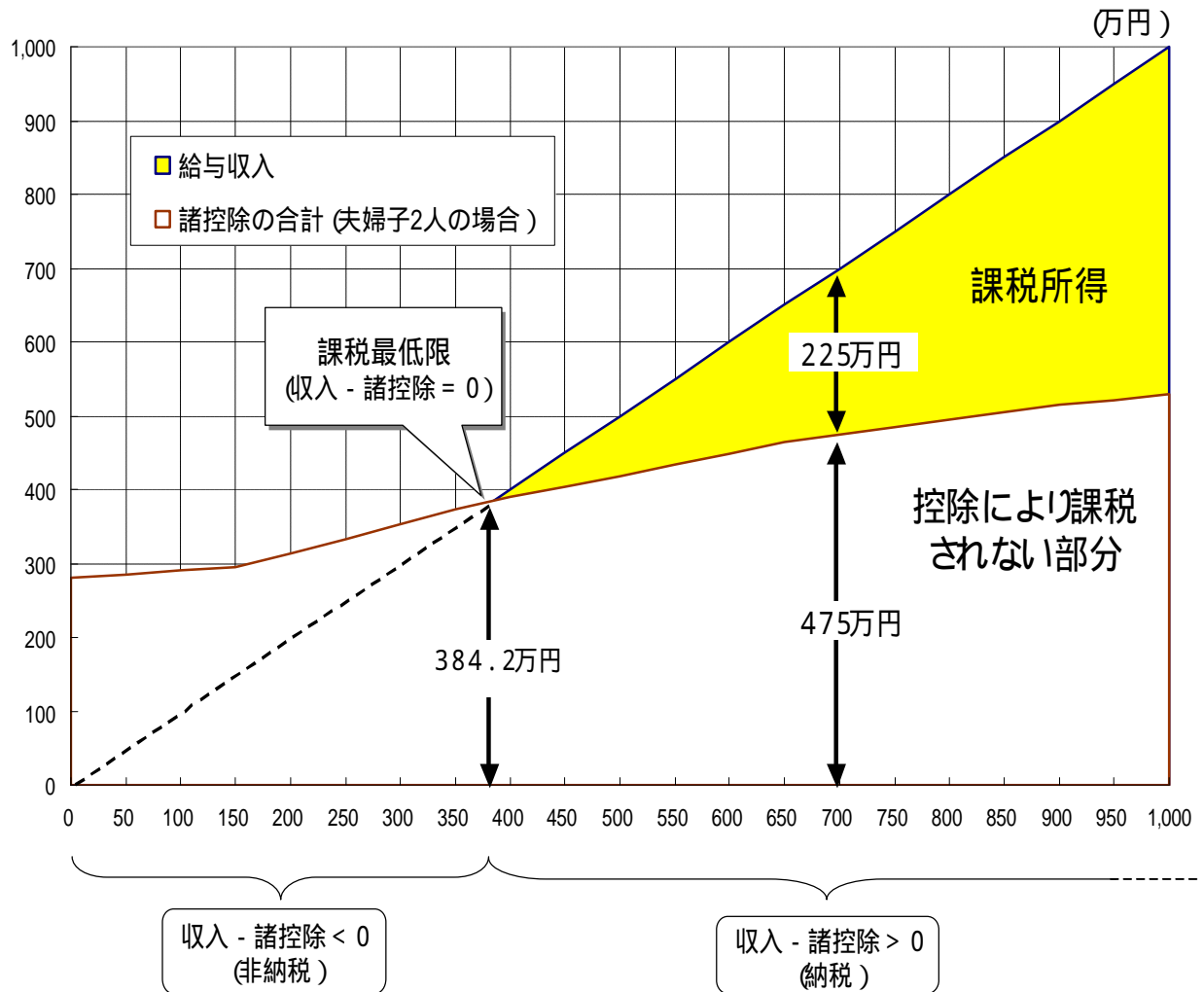
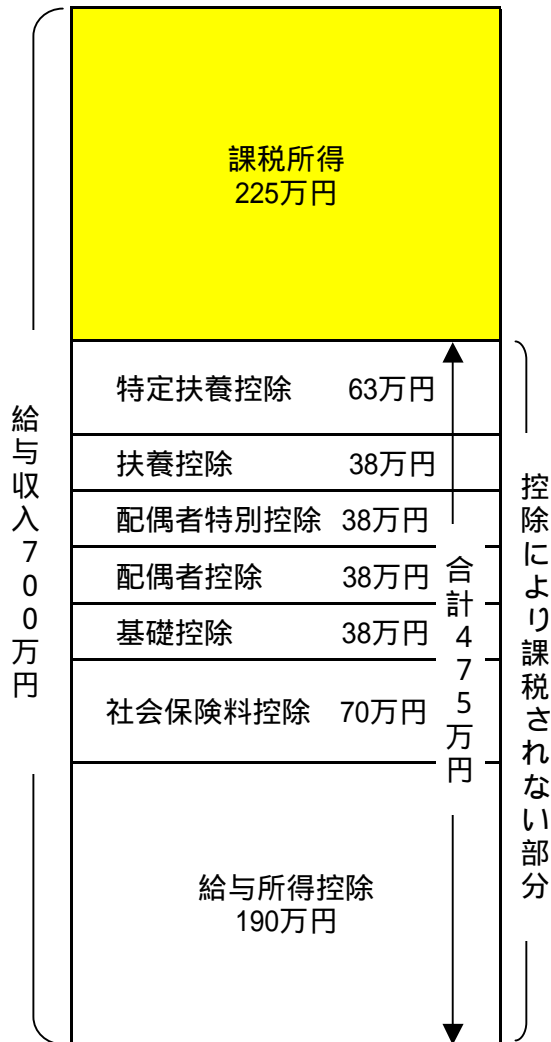


給与所得の課税ベースの推移



(備考)各年度予算ベースの数値を基に作成。

所得税の課税最低限 (夫婦子2人の給与所得者の場合)



$$X - (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.1 - 2,150,000 = 0$$

この式によって計算すると X = 384.2万円

- 給与収入
- 給与所得控除
- 社会保険料控除
- 基礎控除
- 配偶者控除
- 配偶者特別控除
- 扶養控除
- 特定扶養控除

世帯構成に応じた所得税の課税最低限の状況

(夫婦子2人の給与所得者の場合 (注1) 384.2万円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
130.8万円	38.4万円	38万円	38万円	38万円	38万円	63万円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 (注1) 283.3万円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除
103万円	28.3 万円	38万円	38万円	38万円	38万円

(夫婦のみの給与所得者の場合 (注1) 220万円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
84万円	22万円	38万円	38万円	38万円

(独身の給与所得者の場合 114.4万円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
65万円 (注2)	11.4 万円	38万円

(注1) 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケースである。

(注2) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。

控除と課税所得・・・給与収入700万円の場合

【夫婦2人の場合 (注1)】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	配偶者 特別 控除 38 万円	扶養 控除 38 万円	特定扶養 控除 63万円	課税所得 225万円	所得税 負担額 (注2) 18.0 万円
-----------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------	---------------	--------------------------------------

【夫婦1人の場合 (注1)】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	配偶者 特別 控除 38 万円	扶養 控除 38 万円	課税所得 288万円	23.0 万円
-----------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------	---------------	------------

【夫婦のみの場合 (注1)】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 38 万円	配偶者 控除 38 万円	配偶者 特別 控除 38 万円	課税所得 326万円	26.1 万円
-----------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------------	---------------	------------

【独身の場合】

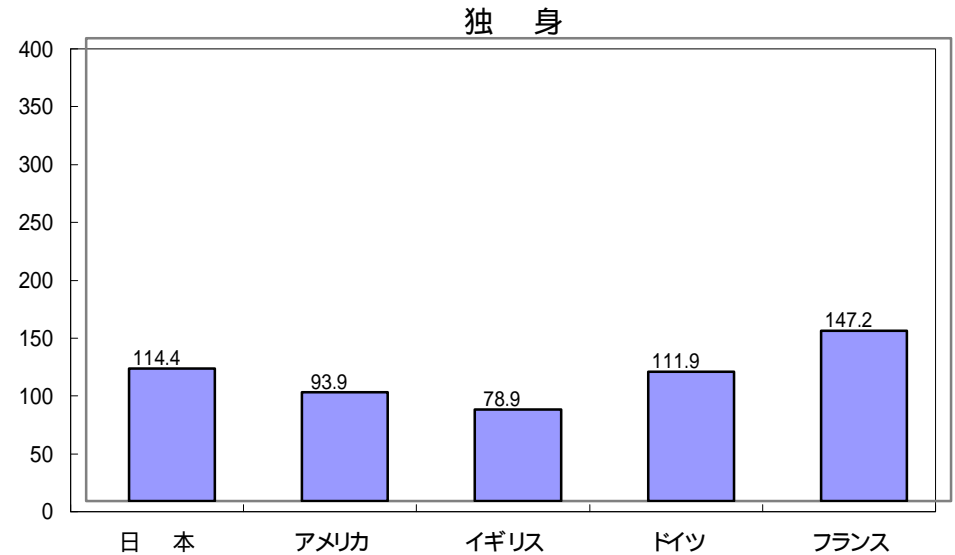
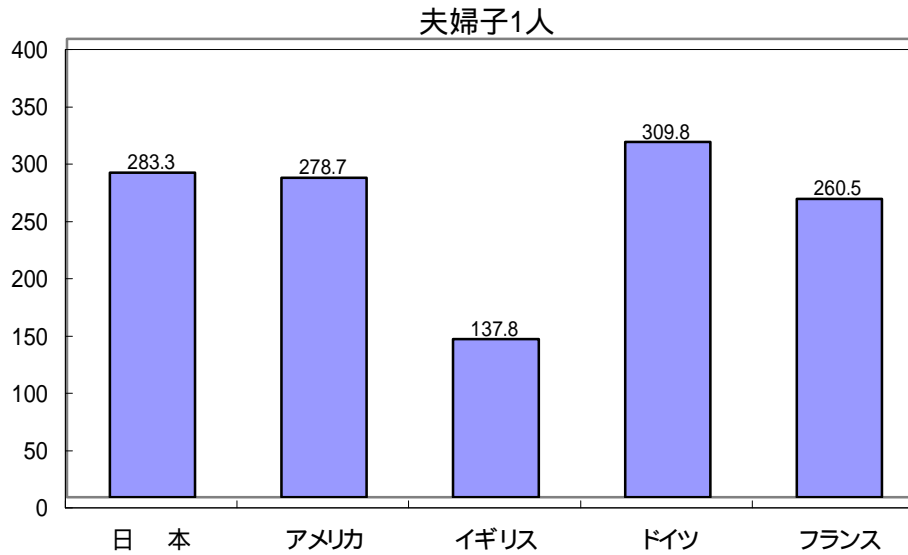
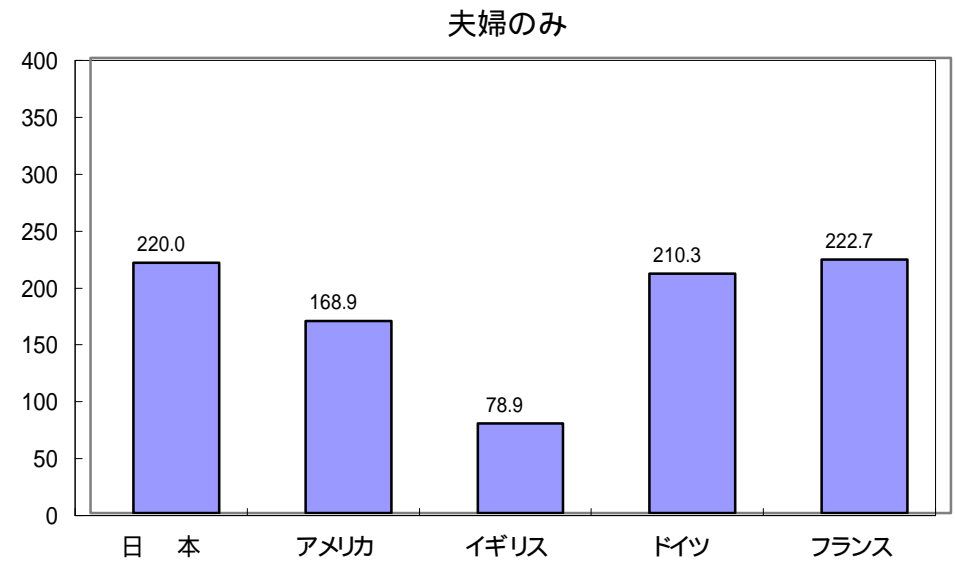
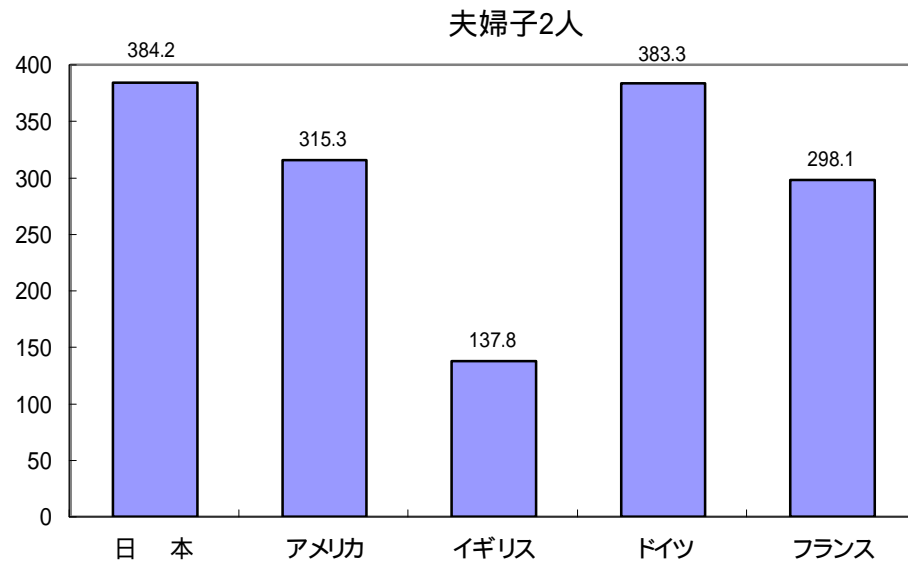
給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 38 万円	課税所得 402万円				37.9 万円
-----------------	---------------------	----------------------	---------------	--	--	--	------------

(注1) 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケースをいう

(注2) 所得税負担額は定率減税後のものである。

所得税の課税最低限の国際比較

(単位:万円)



(注) 1. 日本は、夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは、夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から11月の実勢相場の平均値)。

課税最低限の国際比較 (所得税)

夫婦子2人の場合

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス
為替レート	384.2万円	315.3万円	137.8万円	383.3万円	298.1万円
購買力平価 (A)	384.2万円	387.7万円	183.0万円	564.3万円	433.3万円
購買力平価 (B)	384.2万円	338.6万円	156.8万円	599.8万円	438.9万円
購買力平価 (C)	384.2万円	343.8万円	173.5万円	596.3万円	427.8万円

夫婦子1人の場合

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス
為替レート	283.3万円	278.7万円	137.8万円	309.8万円	260.5万円
購買力平価 (A)	283.3万円	342.7万円	183.0万円	456.1万円	378.6万円
購買力平価 (B)	283.3万円	299.3万円	156.8万円	484.8万円	383.5万円
購買力平価 (C)	283.3万円	303.9万円	173.5万円	482.0万円	373.8万円

夫婦のみの場合

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス
為替レート	220.0万円	168.9万円	78.9万円	210.3万円	222.7万円
購買力平価 (A)	220.0万円	207.7万円	104.7万円	309.6万円	323.8万円
購買力平価 (B)	220.0万円	181.4万円	89.7万円	329.1万円	327.9万円
購買力平価 (C)	220.0万円	184.2万円	99.3万円	327.1万円	319.6万円

独身者の場合

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フ ラ ンス
為替レート	114.4万円	93.9万円	78.9万円	111.9万円	147.2万円
購買力平価 (A)	114.4万円	115.5万円	104.7万円	164.8万円	214.0万円
購買力平価 (B)	114.4万円	100.8万円	89.7万円	175.2万円	216.7万円
購買力平価 (C)	114.4万円	102.4万円	99.3万円	174.1万円	211.2万円

(注1) 市場為替レートは基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値)。

アメリカ1ドル = 122円、イギリス1ポンド = 174円、ドイツ及びフランス1ユーロ = 108円

(注2) 購買力平価 (A)はOECD 'Main Economic Indicators' (2002年3月)による。

アメリカ1ドル = 150円、イギリス1ポンド = 231円、ドイツ1ユーロ = 159円、フランス1ユーロ = 157円

(注3) 購買力平価 (B)は内閣府「生計費調査 (2000年)」による。

日本:東京、アメリカ:ニューヨーク、イギリス:ロンドン、ドイツ:ベルリン、フランス:パリ

アメリカ1ドル = 131円、イギリス1ポンド = 198円、ドイツ1ユーロ = 169円、フランス1ユーロ = 159円

(注4) 購買力平価 (C)は国連「国連職員生計費調査」、「Monthly Bulletin of Statistics」(2001年12月)による。

日本:東京、アメリカ:ニューヨーク、イギリス:ロンドン、ドイツ:ボン、フランス:パリ

アメリカ1ドル = 133円、イギリス1ポンド = 219円、ドイツ1ユーロ = 168円、フランス1ユーロ = 155円

(注5) 2002年1月現在の税法に基づく。

基礎的な人的控除の概要（所得税）

		対 象 者	控 除 額	本人の所得要件
基 礎 控 除		・本人	38万円	/
配 偶 者 控 除	控 除 対 象 配 偶 者	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	
	老人控除対象配偶者	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	
	（同居特別障害者加算）	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+ 35万円	
配 偶 者 特 別 控 除		生計を一にする配偶者	最高38万円 （配偶者の年間所得による）	年間所得 1,000万円以下
扶 養 控 除	扶 養 親 族	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	/
	特 定 扶 養 親 族	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	
	老 人 扶 養 親 族	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	
	（同居特別障害者加算）	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+ 35万円	
	（同居老親等加算）	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+ 10万円	

特別な人的控除の概要（所得税）

控除の種類	対象者	控除額	本人の所得要件
障害者控除	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	本人の所得要件
	(特別障害者控除) ・上記の者が特別障害者である場合	40万円	
老年者控除	・本人が65歳以上の者	50万円	年間所得 1,000万円以下
寡婦控除	・老年者に該当しない者で、 夫と死別したもの 夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	の場合 年間所得 500万円以下
	(特別寡婦加算) ・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+ 8万円	年間所得 500万円以下
寡夫控除	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	年間所得 500万円以下
勤労学生控除	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

基礎的な人的控除の適用人員の推移

(単位:千人)

	昭和60年分			平成2年分			平成7年分			平成12年分		
	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計
基礎控除 (38万円)	31,312	7,365	38,677	32,953	8,547	41,500	36,065	8,021	44,085	35,484	7,274	42,758
配偶者控除	11,351	2,185	13,536	10,485	2,645	13,130	11,115	2,499	13,614	10,997	2,268	13,265
一般 (38万円)	11,319	2,009	13,327	10,462	2,478	12,940	11,071	2,292	13,362	10,945	2,003	12,947
老人配偶者 (48万円)	32	177	209	23	167	190	44	207	251	53	265	318
同居特障加算 (+35万円)	(16)	不明	不明	(25)	(18)	(43)	(33)	(24)	(56)	(37)	(20)	(57)
配偶者特別控除 (最高38万円)	-	-	-	10,565	2,368	12,932	10,913	2,323	13,237	9,946	2,049	11,995
扶養控除	13,283	3,373	16,656	12,942	3,744	16,686	12,684	3,051	15,735	12,182	2,284	14,466
一般 (38万円)	22,947	5,693	28,641	17,786	4,235	22,021	15,850	3,151	19,001	14,729	2,243	16,971
扶養親族数 特定扶養 (63万円)	-	-	-	4,635	1,938	6,572	4,958	1,501	6,460	4,657	1,075	5,733
老人扶養 (48万円)	2,075	955	3,030	2,293	1,115	3,408	2,519	1,071	3,591	2,522	785	3,307
同居特障加算 (+35万円)	(129)	不明	不明	(151)	(90)	(241)	(186)	(104)	(290)	(179)	(81)	(260)
同居老親加算 (+10万円)	(1,591)	不明	不明	(1,794)	(983)	(2,777)	(1,988)	(917)	(2,905)	(1,941)	(646)	(2,587)

- (注) 1.単純合計欄は、重複適用を排除していない。
 2.「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)に係るものである。
 3.扶養親族数については、各扶養控除の対象となる被扶養者の人数である。

特別な人的控除の適用人員の推移

(単位:千人)

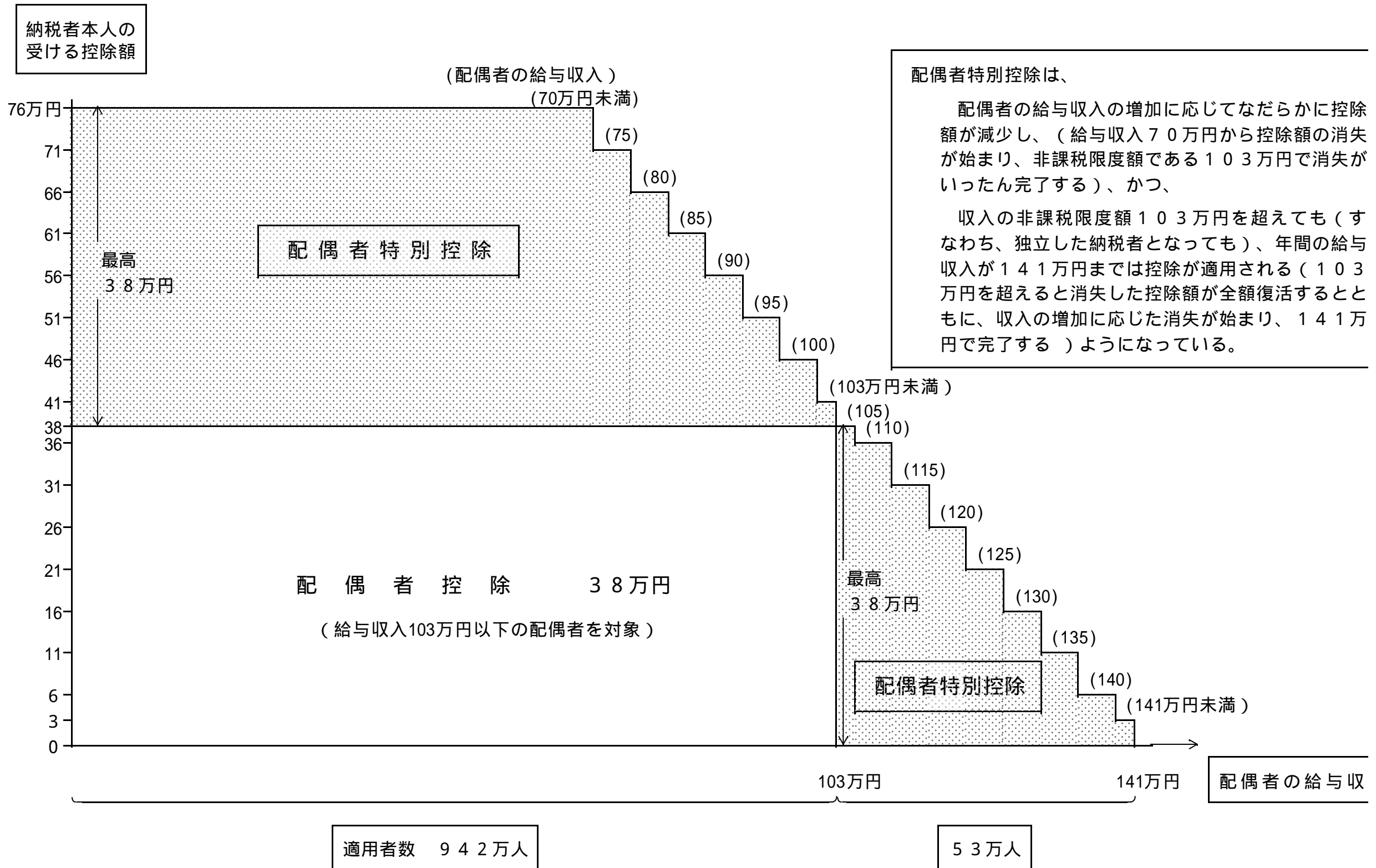
	昭和60年分			平成2年分			平成7年分			平成12年分		
	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計	民間給与の実態	申告所得税の実態	単純合計
障害者控除	適用人員は不明											
一般障害者数	351	238	589	429	257	686	430	240	670	397	213	610
本人(27万円)	205	238	-	212	257	-	214	240	-	178	213	-
親族(27万円)	146	-	-	217	-	-	216	-	-	219	-	-
特別障害者数	241	153	394	283	191	474	370	224	594	356	190	546
本人(40万円)	53	153	-	61	191	-	97	224	-	90	190	-
親族(40万円)	188	-	-	222	-	-	273	-	-	266	-	-
老年者控除(50万円)	555	1,384	1,939	644	1,240	1,884	889	1,634	2,523	676	1,841	2,517
寡婦控除	373	183	556	394	186	580	404	150	554	387	95	482
寡婦(27万円)	333	169	502	232	125	357	216	122	338	167	65	232
特別寡婦(35万円)	-	-	-	121	43	164	139	18	157	160	17	177
寡夫(27万円)	40	14	54	41	18	59	49	10	59	60	13	73
勤労学生控除(27万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1.単純合計欄は、重複適用を排除していない。

2. 民間給与の実態 欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)に係るものである。

3. 勤労学生控除の適用者は、民間企業勤務者で約6万人(平成12年)いるが、これらの者は非納税者に該当し、上の表には示されない。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



（備考）国税庁「民間給与の実態」（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者）による。

配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（所得税）

	配偶者控除額	配偶者特別控除額	
昭和 36 年	〔扶養控除に代えて〕 〔配偶者控除を創設〕	90,000円	
52		290,000円	
59		330,000円	(昭和62年創設)
62		380,000円	112,500円
63		330,000円	165,000円
平成 元		350,000円	350,000円
7～		380,000円	380,000円
			(本人の所得要件) 800万円以下 " 1,000万円以下 "

(注) 62年の配偶者控除額は、昭和62年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

(参考) 税制の抜本的見直しについての答申(抄) [昭和61年10月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(3) 配偶者特別控除の創設

(中略)

片稼ぎの給与所得者世帯にあつては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たつて、何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

その場合、配偶者が所得を稼得する仕事に直接従事しているわけではないことから、所得を分与する形でしん酌するには無理があると考えられる。そこで、所得の稼得に対する配偶者の貢献といった事情をも念頭に置きつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え、おおむねその半分程度を目途として所得税においては15万円、個人住民税においては12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

(中略)

なお、所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については、共稼ぎ世帯や事業所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘や配偶者特別控除についても二分二乗制の場合と同様に女性の社会進出を抑制するおそれがあるという意見があつた。

各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額

区分	所得税法（地方税法） 上の控除対象配偶者	健康保険法上の 被扶養者	国民年金法上の 第3号被保険者	国家公務員の給与法上 の扶養親族
収入等 限度額	（所得）38万円以下 （給与収入103万円）	130万円未満	130万円未満	130万円未満
根拠	所得税法	保険局長等通知	厚生大臣通知	人事院規則
限度額 超過の 場合	配偶者控除（所得税38万円、個人住民税33万円）の適用はなくなるものの、給与収入141万円までは配偶者特別控除により配慮	<p>国民健康保険法上の被保険者になる場合 保険料 = 所得割 + 資産割 + (均等割 + 平等割) × 軽減割合</p> <p>健康保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 85$ を労使折半</p>	<p>国民年金法の第1号被保険者になる場合 月額保険料 = 13,300円</p> <p>厚生年金保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 173.5$ を労使折半</p>	扶養手当（月額16,000円）の支給がなくなる。

平成 13 年度 国民生活白書（抄）
～ 家族の暮らしと構造改革～

（平成 14 年 3 月 26 日 内閣府）

第 2 章 家族の働き方の現状と課題

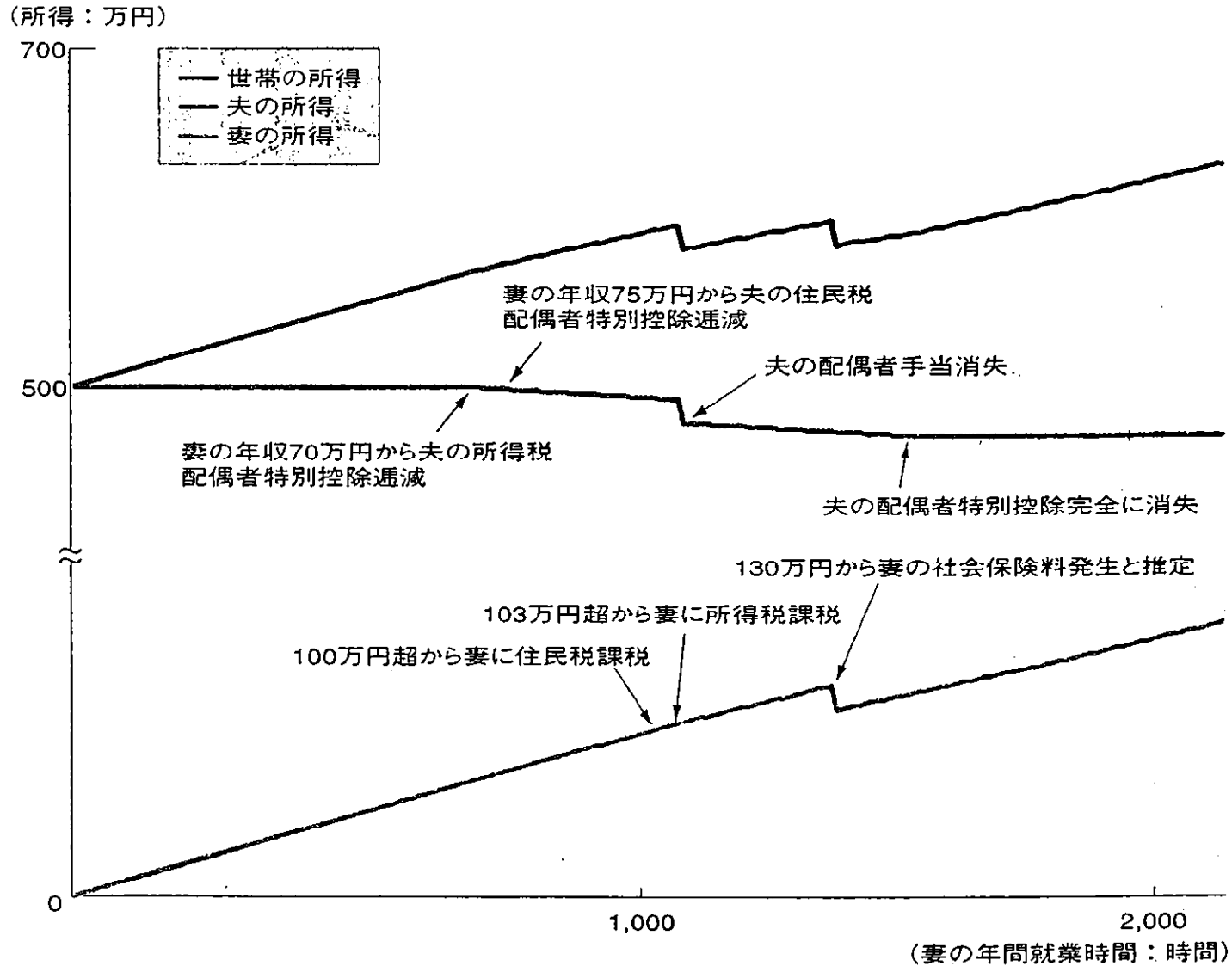
1. 夫婦の働き方の現状

パートタイム賃金を巡る状況 拡大する女性フルタイム、パートタイム就業者の賃金格差

（中略）

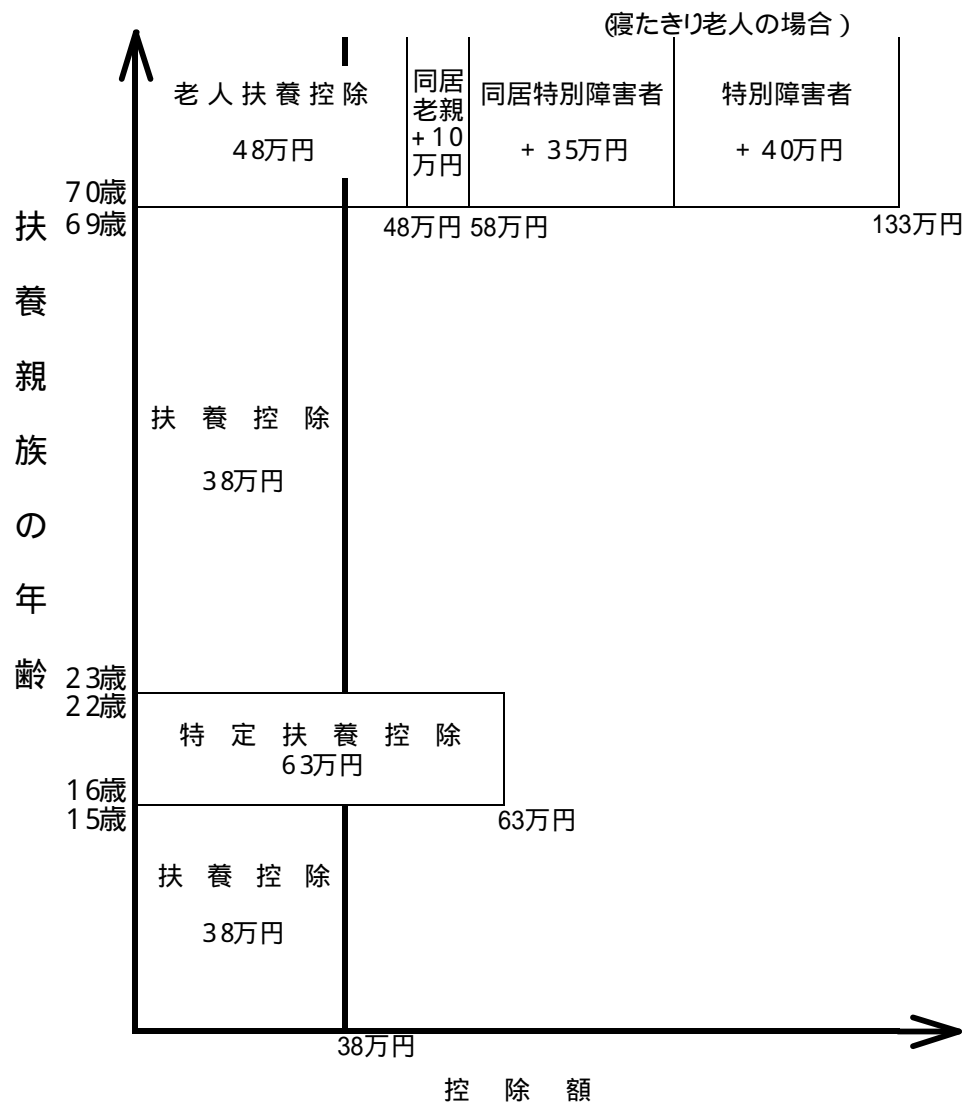
この賃金格差拡大にはさまざまな要因が影響しているものと考えられるが、その一つとして、いわゆる「就労調整」の存在が指摘されている。これは、サラリーマンの妻が就業し、妻の収入が増加するのにもなって、夫が企業から支給される配偶者手当が打ち切られること、妻の社会保険料負担が発生すること、夫や妻の税負担が増加することやそれが急増するのではないかという誤解があることから、妻が自身の収入を一定の範囲内に収めるように就業時間等を調整するというものである（第 2 - 7 図）。女性パートタイム就業者の年収が 90～100 万円に集中しているのは、こうした就労調整が影響しているものと考えられるが、これは就業時間によって調整されるだけでなく、時間あたり賃金によって調整される場合もあり、結果的にパートタイム賃金の上昇に抑制的に機能していることが指摘されている。

第2-7図 妻の就業にともなうサラリーマン世帯所得の変化



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」(2000年)、「毎月勤労統計調査報告」(2000年12月)「賃金労働時間制度等総合調査報告」(1997年)、社会保険庁「事業年報」(1999年)により作成。
2. 年金については保険料そのものを負担額として、所得より控除した。
3. 詳細は付注4を参照。

扶養控除の概要（所得税）



扶養控除の主な沿革（所得税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	年少扶養控除額	老人扶養控除額	
				一般	同居老親等
昭和 59 年	(昭和25年所得控除に改組) 330,000円	(平成元年創設)		(昭和47年創設)	(昭和54年創設)
平成 元	350,000円	450,000円		390,000円	460,000円
5	〃	500,000円		450,000円	550,000円
7	380,000円	530,000円		〃	〃
10	〃	580,000円	(平成11年創設)	480,000円	580,000円
11	〃	630,000円	480,000円	〃	〃
12～	〃	〃	(平成12年加算廃止)	〃	〃

(参考) 税制改革についての中間答申(抄) [昭和63年4月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(1) 所得税

(中略)

我が国の所得税の課税最低限は、主要諸外国に比較して既に高い水準に達しており、抜本答申においては基礎的な人的控除は据え置くことが適当であるとしたところである。しかしながら、最近においては、昭和52年及び59年を除き見直しが行われていないことから控除の水準が相対的に低くなつてきており、有業人口に占める所得税納税者の割合も高くなつてきていることや新しい方式の間接税の導入を含む税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の所得税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

(中略)

八 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

老年者控除

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、50万円を「老年者控除」として所得控除できる。

【昭和26年創設】

(注) 老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の主な沿革

区分	控除額
	(昭和26年創設)
昭和26年	所得控除 15,000円
27年	税額控除制度(控除額 4,000円)へ改組
42年	所得控除制度(控除額 7万円)へ改組
43~52年	順次引上げ
59年	所得控除 25万円
62年	" 50万円(63年分から適用)

(参考) 高齢社会対策大綱(抄) [平成13年12月28日閣議決定]

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

(以下略)

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス														
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）														
納税者本人に関する控除	人的控除 380,000円 《所得控除》	人的控除 3,000ドル (366,000円) 《所得控除》	人的控除 4,535ポンド (789,090円) 《所得控除》	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ (781,488円) ・ 合算分割課税 14,472ユーロ (1,562,976円)	なし 税率適用課税所得 4,121ユーロ (445,100円)														
配偶者に関する控除	・ 配偶者控除 38万円 (注)配偶者の所得金額が76万円未満（給与収入141万円未満）である場合には、配偶者特別控除として、その配偶者の所得金額に応じた一定額を所得控除することができる。 (最高38万円)	・ 人的控除 3,000ドル [36.6万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3,000ドルの2倍の人的控除が認められる（3,000ドルが配偶者控除相当額となる）。	・ なし (注)2000年4月に、夫婦者税額控除が廃止された	・ なし	・ なし (注)家族除数 <table border="0"> <tr><td>・ 独身者</td><td>1</td></tr> <tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr> <tr><td>以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。</td><td></td></tr> </table>	・ 独身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人	5	以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。	
・ 独身者	1																		
・ 夫婦者	2																		
・ 夫婦子1人	2.5																		
・ 夫婦子2人	3																		
・ 夫婦子3人	4																		
・ 夫婦子4人	5																		
以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。																			
親族等を扶養している場合の控除等	・ 扶養控除 扶養親族 38万円 <table border="0"> <tr><td>特定扶養親族（16歳以上23歳未満）</td><td rowspan="2">}</td></tr> <tr><td>63万円</td></tr> </table>	特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	}	63万円	・ 人的控除（被扶養者1人につき3,000ドル [36.6万円] の所得控除 ・ 子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき600ドル [7.3万円] の税額控除）	・ 児童税額控除（16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合520ポンド [9.0万円] の税額控除）	・ 子女控除（扶養子女1人につき5,808ユーロ [62.7万円] の所得控除） (注)子女控除と児童手当の有利な方を適用	・ なし											
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	}																		
63万円																			

(注) 1. 平成14年1月現在の各国の税法による。
2. () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。
1ドル = 122円、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円

主要国における老年者に関連する控除の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
高 齢 の 納 税 者 本 人 に 関 す る 控 除	<p>【老年者控除】（所得控除）</p> <p>年齢 65 歳以上で、合計所得金額が 1,000 万円以下である老年者に対して、50 万円の控除が認められる。</p>	<p>【概算控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者については、既婚者は 900 ドル（約 11.0 万円）、独身者は 1,150 ドル（約 14.0 万円）、概算控除が積み増しされる。</p> <p>【老年者及び永久完全障害者控除】（税額控除）</p> <p>65 歳以上の者等については、独身者は 5,000 ドル、既婚者は 7,500 ドルから、社会保障給付額（非課税部分）等を控除した額の 15% の税額控除が認められる。</p>	<p>【基礎控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者については 5,990 ポンド（1,455 ポンド（約 25.3 万円）の加算）、75 歳以上の者については 6,260 ポンド（1,725 ポンド（約 30.0 万円）の加算）の基礎控除がそれぞれ認められる（加算分は所得に応じて消失）。</p>	<p>【老年者控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者に対して、1,908 ユーロ（約 20.6 万円）を限度として、給与所得及びそれ以外の所得の 40% を控除する。</p>	<p>【老年者控除】（所得控除）</p> <p>65 歳以上の者について、総所得額が 9,790 ユーロ以下の場合には 1,590 ユーロ（約 17.2 万円）、9,790 ユーロ超 15,820 ユーロ以下の場合には 795 ユーロ（8.6 万円）の控除が認められる。</p> <p>夫婦共に 65 歳以上の場合には、上記控除額は 2 倍となる。</p>
高 齢 の 者 を 扶 養 し て い る 場 合 の 控 除	<p>【老人扶養控除】（所得控除）</p> <p>納税義務者の有する扶養親族が年齢 70 歳以上の者（老人扶養親族）の場合、48 万円の控除が認められる。</p> <p>ただし、納税義務者の有する老人扶養親族がその納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、その納税義務者又はその配偶者との同居を常況としている者（同居老親等）である場合には、58 万円（10 万円の加算）の控除が認められる。</p>	<p>【人的控除】（所得控除）</p> <p>その生活費の半分超が納税義務者により支弁され、かつ、総所得金額が 3,000 ドル未満の親族（年間を通じて同居している者をも含む。）1 人につき、3,000 ドル（36.6 万円）の控除が認められる。</p> <p>高齢の者を扶養する場合のみに認められる特別の措置ではない。</p>	なし	なし	<p>【尊属扶養料控除】（所得控除）</p> <p>扶養義務のある者を同居扶養している者は、尊属 1 人当たり 2,826 ユーロ（約 30.5 万円）を限度とした概算控除が認められる。</p>

（注）換算レートは、1 ドル = 122 円、1 ポンド = 174 円、1 ユーロ = 108 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 13 年 6 月から 11 月までの実勢相場の平均値）

課税単位の類型

類 型		考 え 方
個 人 単 位		<p>稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)</p>
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	<p>夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国：アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		<p>夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス(家族除数制度))</p>
	合 算 非 分 割 課 税	<p>夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。</p>

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から個人単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と個人単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法(Married Women's Property Act 1882)により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

給与所得控除の沿革

大正 2年 勤労控除」の創設 (定率控除)

昭和49年以降現行までの制度の推移

昭和22年 分類所得税の廃止 (勤労所得」を 給与所得」に改称)

控除限度額の設定

昭和25年 シャウブ税制 (控除率引下げ)

昭和28年 給与所得控除」に改称

昭和32年 控除率を複数段階に設定 (収入に応じて逡減)

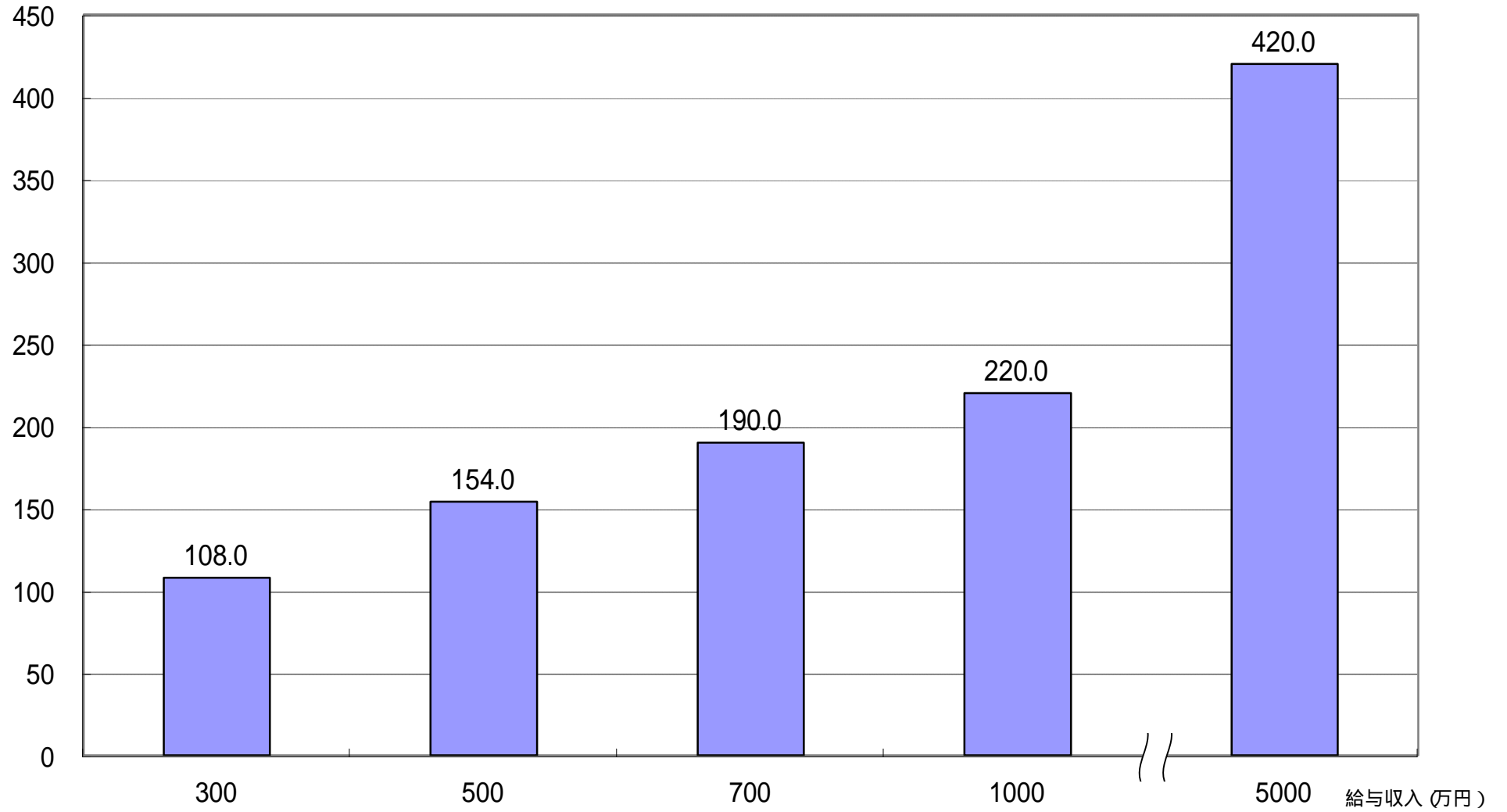
昭和36年 定額控除の導入 (定額控除と定率控除の組合せ)

昭和49年 最低控除保障額の設置 (定額控除と定率控除を統合)
控除限度額の廃止

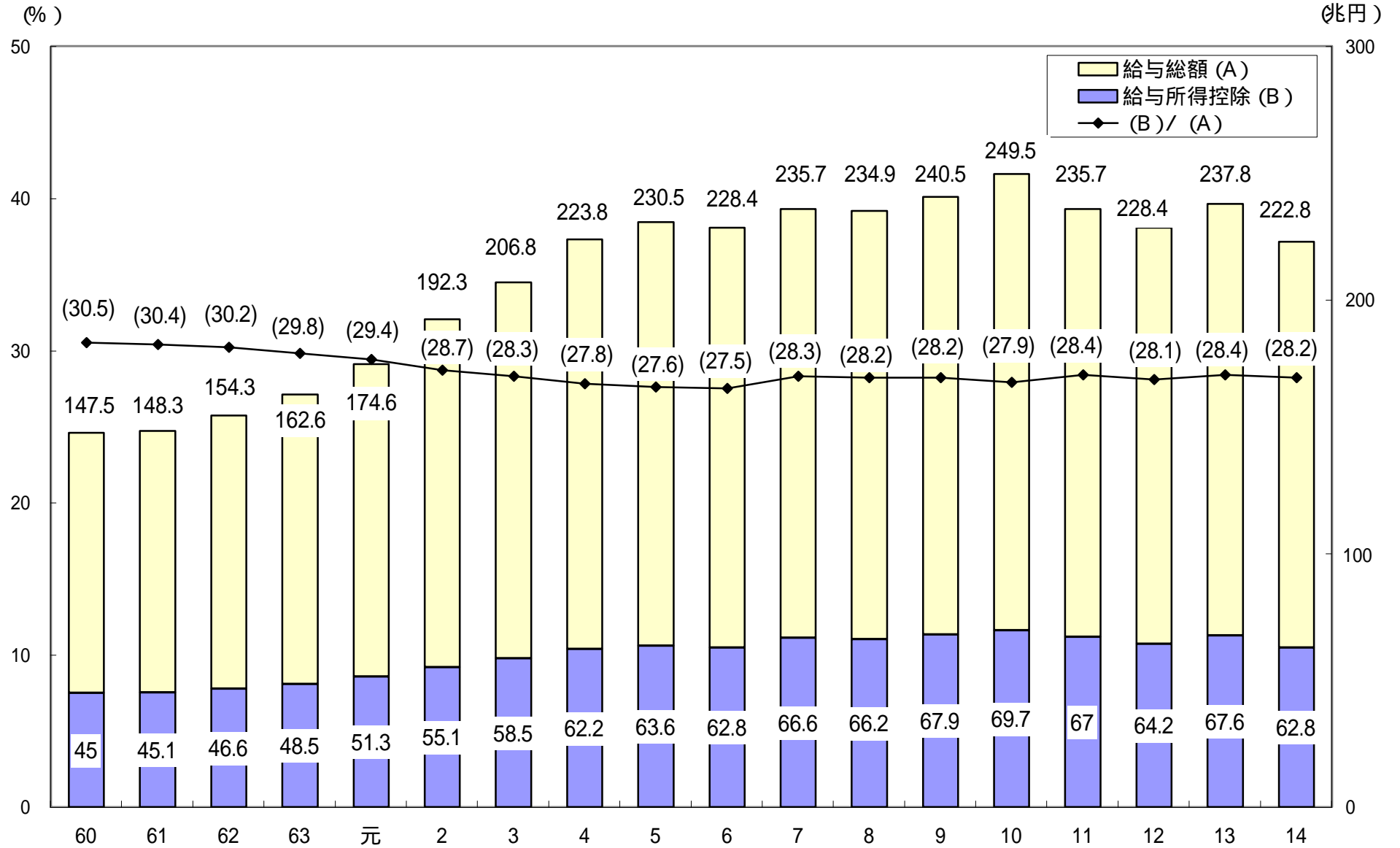
区分	(参考)	49~ 54年	55~ 58年	59~ 63年	平成元~ 6年	現 行		
	昭和48年	万円	万円	万円	万円	(7年~) 万円		
定額控除	16							
定率控除	(最低保障)		(50)	(50)	(57)	(65)	(65)	
	控除率	40%		~ 150	~ 150	~ 165	~ 165	~ 180
		30%		~ 300	~ 300	~ 330	~ 330	~ 360
		20%	~ 150	~ 600	~ 600	~ 600	~ 600	~ 660
		10%	~ 300	600~	~ 1000	~ 1000	~ 1000	~ 1000
5%	~ 600		1000~	1000~	1000~	1000~		
最高限度額	76							

給与収入に応じた給与所得控除額

控除額(万円)



給与総額に対する給与所得控除総額の割合



(備考) 各年度予算ベースの数値を基に作成。

勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成12年）

- ・ この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかといわれることがある支出の含まれていると思われる品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。
- ・ したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、勤務に関連する部分もあるのではないかと いわれる支出であっても、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入5分位階級	年間収入額	年 間 支 出 額								(B)
	(A)	衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
(~ 465)	4,182	15,284	8,026	12,988	1,613	38,320	184,053	7,168	267,452	6.4
(~ 581)	5,122	19,436	10,754	18,125	1,923	49,006	255,741	11,004	365,989	7.1
(~ 709)	6,363	27,093	10,529	20,450	2,424	56,299	283,757	15,145	415,697	6.5
(~ 867)	7,272	33,789	14,965	21,662	2,455	66,830	337,556	18,041	495,298	6.8
(867 ~)	9,611	43,610	24,352	30,677	2,576	87,430	416,628	19,780	625,053	6.5
平 均	6,510	27,842	13,724	20,781	2,198	59,577	295,547	14,228	433,897	6.7
支 出 品 目 別 内 訳		背広、男子コート、男子ズボン、男子ワイシャツ、他の男子シャツ	男子靴下、男子靴、傘ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含んでいる可能性がある。			

- (備考) 1 この表は「家計調査」(総務省統計局)の「4人世帯<有業者1人>年間収入5分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。
- 2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。
- 3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

（注）平成12年分における特定支出控除の適用者数は7件。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要 (未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
概 算 控 除	給与所得控除 (定率) 給与収入に応じ、5段階の控除率(40%～5%)を適用 最低 65万円	概算控除 (定額) 7,850 ドル (95.8 万円) (夫婦共同申告の場合) (注) 概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。	な し	被用者概算控除 (定額) 1,044 ユーロ (11.3 万円) (注) 被用者概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 特別支出概算控除 (定額) 36 ユーロ (0.4 万円) (注) 特別支出概算控除は、被用者概算控除に加え、一定の経費(研修費等)の実額控除に代えて選択することができる。	必要経費概算控除 (定率・上限あり) 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低 364 ユーロ (3.9 万円) 上限 12,229 ユーロ (132.1 万円) (注) 必要経費概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 給与所得控除 (定率・上限あり) 実額控除又は必要経費概算控除に加えて、当該控除後の所得の20% 上限 22,380 ユーロ (241.7 万円)
給与所得者の必要経費の実額控除	特定支出控除 (下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分)	下記の費用について実額控除可 (高額所得者には控除額の減額措置あり)	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可
通 勤 費	・通勤に通常必要な運賃			・通勤に通常必要な運賃(自動車等による場合は限度あり)	・通勤に通常必要な運賃
転 勤 費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費等	・転勤費用			・転勤費用
旅 費 等	・単身赴任者の帰宅旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰省費等	・職務上の旅費
資格取得費、研修費、図書費	・研修費(職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限り) ・資格取得費(職務に直接必要な資格取得の費用に限り)	・研修費(職務上必要(雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等)な技能の維持向上を目的とするものに限り) ・図書費(職務上必要(雇用主の要求がある場合等)な定期刊行物の購読費に限り)		・研修費(職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限り) ・図書費(専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限り)	・資格取得費(職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限り) ・図書費(職業上必要な書籍等の購入費に限り)
衣 服 費		特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り	職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限り	職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限り	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り
そ の 他		・交際費(雇用主が負担を要求したことを証明した場合(支出額の50%を限度)に限り) ・一定の職業上の団体の会費	・一定の職業上の団体の会費(労働組合費は除く)	・交際費(取引観念上適当でありかつその理由と額が書面により証明される場合(支出額の80%を限度)に限り) ・一定の職業上の団体の会費	・交際費(職業遂行上必要なものに限り) ・労働組合費

(注) 邦貨換算レート: 1ドル=122円、1ユーロ108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成13年6~11月の実勢相場の平均値)

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
源泉徴収の有無					×
年末調整等	年末調整を行う。 （原則としてその年最後に給与等の支払をする時）	年末調整の制度はない。 源泉徴収を受ける納税義務者も確定申告を行う。	支払者は、給与の支払の都度、累計所得税について税額を計算して過不足を調整する。（年度末に年末調整をする必要なし）	年末調整を行う。 （翌年3月まで）	/
源泉徴収義務者の納付の時期	給与を支払った月の翌月10日（一定の要件に該当する場合には、納期の特例等の特例措置あり）	四半期毎	各課税月（毎月5日までの1ヶ月間）終了後14日以内または選択により四半期毎	前暦年納税額 800ユーロ以下...1/10 800ユーロ超～3,000ユーロ...3/10、6/10、9/10、12/10 3,000ユーロ超...毎月10日	

所得税の確定申告書提出状況の推移

（単位：万人）

年 分 区 分	昭 和 6 0 年 分	平 成 2 年 分	平 成 7 年 分	平 成 1 2 年 分
納 税 申 告	7 3 7	8 5 5	8 0 2	7 2 7
還 付 申 告	5 9 9	6 6 3	8 6 4	1 , 0 0 0
上 記 以 外	2 0 4	2 1 3	2 6 1	3 1 1
合 計	1 , 5 4 0	1 , 7 3 1	1 , 9 2 6	2 , 0 3 9

- （注）
1. 「納税申告」とは、申告納税額のあるものをいう。
 2. 「還付申告」とは、確定申告により源泉徴収された税額の一部又は全部の還付を受けるものをいう。
 3. 「上記以外」とは、確定申告書を提出する義務はあるが申告納税額の生じない者、または、確定申告書を提出する義務のない者から提出された申告をいう。

所得税の還付申告者の主たる発生原因別構成比（平成12年分）

給与所得のみの者

（単位：％）

構成比	構成比
医療費控除	11.95
中途退職者	10.31
住宅借入金等特別控除	6.95
年末調整未済	6.79
2ヵ所給与・年収2,000万円超	5.25
上記以外	6.34
小計	47.59

左記以外の者

（単位：％）

構成比	構成比
公的年金等	19.49
給与所得	9.71
その他の事業	5.41
配当所得	5.36
外交員	3.54
医療費控除	1.16
住宅借入金等特別控除	0.75
上記以外	6.99
小計	52.41
合計	100.00

- （注）1．還付発生原因が複数ある場合には、還付税額に最も大きな影響を及ぼしている還付発生原因にカウントしている。
- 2．サンプル件数 約13千件

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 $(\text{災害損失の金額} + \text{災害関連支出の金額}) - \text{年間所得金額} \times 10\%$ $\text{災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ 10\text{万円} \\ \text{年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ <p style="text-align: right;">(最高限度額 200万円)</p>
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5万円） 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5万円）
損害保険料控除	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期 3 千円、長期 1 万 5 千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{特定寄付金の合計額} \\ \text{年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$

社会保険料控除の概要等

制度の概要

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

【昭和27年創設】

控除対象とされる社会保険料の範囲

- | | |
|-----------------------|------------------|
| イ 健康保険の保険料 | チ 船員保険の保険料 |
| ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税 | リ 国家公務員共済組合の掛金 |
| ハ 介護保険の保険料 | ヌ 地方公務員等共済組合の掛金 |
| ニ 雇用保険の保険料 | ル 私立学校教職員共済制度の掛金 |
| ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金 | ヲ 国会議員互助年金の納付金 |
| ヘ 農業者年金の保険料 | |
| ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金 | |

等

社会保険料控除の適用状況

区分	給与額	対前年比	適用者数	適用割合	控除額	対前年比	1人当たり 控除額	(c)/ (a)
	(a)		(b)		(c)		(c)/ (b)	
	兆円		万人	%	億円		万円	%
昭和 年								
40	7	-	1,218	94.2	2,767	-	2	4.0
50	53	-	2,332	97.0	25,281	-	11	4.8
60	118	-	2,910	92.9	80,892	-	28	6.9
平成 元	137	-	2,994	93.7	98,684	-	33	7.2
2	148	108	3,102	94.1	115,205	117	37	7.8
3	160	108	3,253	95.0	128,048	111	39	8.0
4	166	104	3,316	95.3	134,577	105	41	8.1
5	171	103	3,417	95.1	140,570	104	41	8.2
6	177	104	3,616	99.0	149,584	106	41	8.5
7	178	101	3,426	95.0	160,144	107	47	9.0
8	185	104	3,487	94.6	167,306	104	48	9.0
9	189	102	3,485	94.2	176,012	105	51	9.3
10	173	92	3,181	97.4	167,909	95	53	9.7
11	181	105	3,411	94.5	174,443	104	51	9.6
12	180	99	3,416	96.3	178,687	102	52	9.9

(備考) 国税庁「民間給与の実態」における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(非納税者を除く)である。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率}$$

退職所得控除額の主な沿革

年 分	控除の内容
昭和25年	収入の15%（変動所得として5年間の平均課税）
27年	15万円（半額分離課税）
34年	勤続年数のうち { 40才までの年数 1年につき 3万円 40才超50才までの年数 " 4万円 50才超の年数 " 5万円 最低20万円、最高100万円、障害退職加算50万円
36年	最高限度 廃止
42年	勤続年数 { 10年まで 1年につき 5万円 10年超20年まで " 10万円 20年超30年まで " 20万円 30年超 " 30万円 最低20万円、障害退職加算50万円
50年	勤続年数 { 20年まで 1年につき 25万円 20年超 " 50万円 最低50万円、障害退職加算100万円
平成元年 (63.12改正)	勤続年数 { 20年まで 1年につき 40万円 20年超 " 70万円 最低80万円、障害退職加算100万円

退職所得の課税状況の推移

\	昭和60年分	平成2年分	平成7年分	平成12年分
支払金額	65,140億円	93,013億円	131,371億円	124,984億円
源泉徴収税額	2,096億円	1,619億円	2,415億円	2,942億円

(備考) 国税庁「統計年報書(12年分は税務統計速報)」により作成。

(参考) モデル退職金の支給状況・退職所得控除額

(単位:万円)

\ 勤続年数		5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	38年
調査年分	\								
昭和60年	モデル退職金支給額	66	192	412	788	1,322	1,999	2,208	-
	退職所得控除額	125	250	375	500	750	1,000	1,150	-
平成13年	モデル退職金支給額	88	256	525	949	1,527	2,315	2,619	2,796
	退職所得控除額	200	400	600	800	1,150	1,500	1,710	2,060

(注) 上記のモデル退職金支給額は、大卒、事務・技術労働者、男子、会社都合による退職を前提としたものである。

(備考) 中央労働委員会「退職金、年金及び定年制事情調査」により作成。